

平成26年3月6日（木曜日）第1回定例会

○出席議員（18名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
13番	佐藤良一	議員	14番	内藤明	議員
15番	高橋勝文	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	木村寿太郎	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	富澤三弥	総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局局長
宮川徹	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	那須吉雄	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
犬飼敬一	農林課長(併) 農業委員会 事務局局長	荒木信行	商工振興課長
安孫子政一	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 (兼)会計課長
阿部誠	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	小林友子	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
遠藤啓一	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	兼子亘	総務係長

議事日程第3号 第1回定例会
平成26年3月6日(木) 午前9時30分開議

再開
日程第1 一般質問
散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分

- 鴨田俊廣議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開します。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

- 鴨田俊廣議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。
通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成26年3月6日(木)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
13	指定管理者制度について	指定管理者の選定について (1) 選定基準の見直しについて (2) 公募の周知方法と募集期間について	12番 新宮 征一	市長
14	公設駐車場の管理について	(1) 本町、駅前駐車場の有料化後の利用状況について (2) 駅駐車場の管理について		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
15	市の債権管理について	(1) 平成24年度末における公債権と私債権について (2) 債権管理適正化に向けての債権管理条例の制定について	14番 内藤 明	市長
16	公契約条例の制定について	本市で発注する工事、指定管理、業務委託等にかかわる公契約条例の制定について		市長
17	通学路の安全確保について	(1) 市管理の通学路における学校関係者や地域等からの要望について (2) 市道柴橋平塩線の整備について		市長
18	寒河江市消防団の展望について	団員の対象人口が減じるなかでの将来展望について		市長
19	叙勲、名誉市民、市の表彰者の推挙について	(1) 叙勲対象者の推挙について (2) 市長、副市長、議員の表彰要件と名誉市民からの除外について		市長
20	教育委員会制度について	中教審が示した自治体の長に権限を強化しようとする教育委員会制度「改革」について		教育委員長
21	指定管理者制度について	制度及び運用上の課題について	16番 川越 孝男	市長
22	道路管理について	市道の維持管理の課題について		市長
23	少子化対策子育て支援について	保育所運営の課題について		市長
24	教育行政について	総務文教常任委員会は2月5日(水)に市内三中学校の管内視察を、2月19日(水)に本市体育協会との意見交換会を持ちました。以下について質問します。 (1) 天童市内中一女子生徒の虐め死について (2) 市内小中学校の脳(能)力・耐(体)力向上策について (3) 陵東中トイレの改修計画について (4) 本市民体育力充実策について	11番 荒木 春吉	教育委員長
25	市立病院の経営改革について	(1) 経営形態の見直しについて (2) 経営を評価するための委員会の設	17番 那須 稔	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		置について (3) 医師の増員や定着化と収入の確保などについて (4) 業務効率の向上や経費削減などに貢献できる電子カルテの導入について (5) 休日夜間の初期救急医療体制について (6) 今後の市立病院の経営改善計画について		

新宮征一議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号13番、14番について、12番新宮征一議員。

○新宮征一議員 おはようございます。

けさあたりは何か冬に逆戻りしたような天気でありましたけれども、昔からこの時期は三寒四温などという言葉が使われているようであります。三寒四温なのか三寒二温なのかわかりませんが、そろそろ本格的な春がそこまで来ているのかなと、こんな感じをしているところでございます。そういう意味で、この3月、4月というのは、我々の生活環境の中で大きくかわりばえのする時期だというふうに思います。それぞれ町内会の役員の改選であるとか、さまざまな課題を抱えながらも新しい年度に向けてスタートをすると、非常に大事な時期だというふうに思います。

本市におきましてもこの3月定例会に154億6,000万円の一般会計予算が計上されております。これは前年対比で0.2%の増、しかも7年連続の増額予算ということでありまして、厳しい財政事情の中にもありながらも、積極的に行政に力を入れているその姿が浮き彫りになっているものと思います。

特に、新年度の予算を見ますと、子育て支援に対する手厚い予算が盛られているなどという感じを受けたところであります。これも今言われているような少子化社会に向けた1つの対応のあらわれだなというように思っているところでございます。

そういう中であって、最近になって指定管理者、これに移行しながらさまざまな管理などをやろうとしている姿が伺われるわけでありまして。私はこの指定管理者制度そのものというのは本当にこれからの時代に必要なことであって、歓迎をしているところでございます。そういう中で、私は賛成の立場でありますけれども、昨年12月の定例会に13件の指定管理者の指定に向けての議案が提案されました。賛成多数も含めまして13件全てが可決をされて、この26年度から新しく移行されるしははし保育所、さらには、活性化センターの管理など、新たなものも含めまして26年度から再スタートするわけでありまして、その昨年の12月議会で、私ども建設経済常任委員会に付託された案件が9件あったわけです。

その際に、当局から示された、いわゆる指定管理者を選定する段階での資料が提案されております。その中では、寒河江市公の施設に係る指定管理者審査選定委員会の審査を経た上で指定管理者の候補を選定すると、こういうことでございます。これは全くそのとおりだと思うんですが、今回この審査するに当たって、この審査の基準、選定基準にいささか私なりにちょっと不自然といえますか、疑問な点もございましたので、今回この問題を取り上げたところでございます。

通告番号13番の指定管理者制度についてであります。まず、先ほどこの指定管理者制度には私は賛成だということを申しあげましたのは、私なりにこの指定管理者を活用することによってのメリット、あるいはその目的というものを自分なりに判断した中で、こういうことを申しあげたところでもありますけれども、今回この質問に入る前に、私も正面玄関から素直に入りますので、市長のほうの見解をまずただしてから具体的な質問に入りたいと思います。

この指定管理者制度の目的について、市長はどのように認識をされておられるのか、基本的なものでありますけれども、基本の基本でありますので、まずそれらをお答えいただいた上で具体的な内容に入りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

新宮議員から指定管理者制度について御質問がございました。まず、指定管理者制度の目的ということですが、御案内かと思いますが、指定管理者制度については、平成15年9月の地方自治法の改正によりまして、公の施設の管理制度が改められました。公の施設については、従来公共団体と公共的団体、そしてもう一つは公共団体が2分の1以上を出資して設立された公共団体の出資法人に限って認められていた管理委託の対象が、その自治法の改正によりまして、地方団体などを含む民間事業者、さらにはNPO法人など、広く民間団体や民間法人にもその対象が広げられたということになったところであります。

全国ではちょっと古い平成24年4月1日でありますけれども、現在では約7万3,500施設に指定管理者制度導入されております。県内におきましても、県、市町村合わせて1,000近い施設においてこの制度が導入されている状況であります。

この制度については、民間事業者が有するノウハウや発想を活用することによって、施設の効用を最大限に活用して、住民サービスの向上、さらには多様化する住民の皆さんのニーズへの効果的・効率的な対応に寄与していくものというふうに我々も認識しております。また、導入によって行政コストの縮減にもつながっていくものというふうに認識をしているところであります。

寒河江市におきましては、そういう制度改正を受けて平成18年度から導入を開始しているところでありまして、来年度、26年度におきましては19の施設について制度の活用を図るなど、導入を進めようとしているところであります。以上であります。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 市長のこの指定管理者に対する目的については、全く私と共有している部分がほとんどということにお聞きしたところでありますが、これも非常に初歩的な質問で大変申しわけないんですが、この質問に入るためのテーブルを整えるために、この指定管理者制度の先ほど申しあげました、いわゆる選定委員会の委員の構成についてまず伺っておきたいと思っております。これもあくまでも初歩的なものでありますけれども、今申しあげましたような内容でお尋ねしたいと思っております。

で、よろしく申し上げます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 指定管理者の選定につきましては、もちろん議会からの議決をいただくということになるわけですが、いただくに当たって候補を選定するということが必要になるわけですが、その候補者の選定、さらには、その他指定管理者制度の適切な運用を図るという目的で、寒河江市公の施設に係る指定管理者審査選定委員会というものを設置をしております。

委員会ですから、委員長、副委員長、委員をもって構成をされております。委員長は副市長が、副委員長には教育長が当たっております。委員については、制度の運用を統括する意味で政策推進課長、それから総務課長、財政課長、そして制度を導入している施設を管理している8課長が、8つの所属の課長が委員になって合計で13名というふうに構成されているところであります。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 それぞれのメンバーまで教えていただきましたし、13名で委員会が構成されているということでありまして、結果的にはこれは議会に提案をして、議会の承認が必要だということになってくるわけでありましてけれども、今回、先ほど申しあげましたように、12月議会に提案されたのが13件提案されました。これも施設としては更新が18施設の11件、それから26年の本年の1月1日から管理をしております屋内多目的運動場と、それから26年4月1日からの、先ほど申しあげました活性化センター、それからしばはし保育所、これらを含めるといって、全部で26施設、それに中間でまだその期限が終わってないものも5件ほどありますので、それを含めるとトータルで26施設の契約件数としては、何カ所か同じ団体が兼務して、兼務というか、何カ所かを統括して契約しているものもありますので、実際の施設の数と契約件数というのはこれは違うわけで、したがって、今これを申しあげているんですが、いわゆる26施設の契約件数では19件、これが26年4月1日現在での指定管理者の件数だということに捉えられるわけでありまして。

それでは、私が今回申しあげたいのは、この指定管理者を選ぶ、選定する場合、この選定基準、これはさまざまな角度から大変幅広く検討項目が上げられております。その中でも10点から8点、6点、4点、2点というような細かくされている部分もありますし、最高が5点で1点、基準点としては3点とか6点とかいろいろあるわけでありましてけれども、私が申しあげたいのは、この選定基準の基準点をまず決める段階でのこの類似施設等の管理実績、類似施設の管理実績というのがあるんですね。これが基準点が2点なんですね。非常に点数の配分としては低いのではないかという感じをしたところであります。

なぜかといいますと、いわゆるこれいろいろこの指定管理者の件に関しては、いろんな意見がありますように、行政でやるべきものを民間に、先ほど市長からもありましたように管理を委託するわけですから、指定管理を任せるわけですから、その専門性というものが私は非常に重要視されてしかるべきかなと、そんな感じを受けたところであります。

というのはなぜかということ、この類似施設の点数、類似施設の実績を評価される段階で、2点、基準点は2点なんですけれども、2団体が申請された場合に、それを選ぶ場合に、指定管理者制度の実績、いわゆる類似施設でなくとも、過去に指定管理者になった実績があるということ非常に点数が8点ということが高くなるんですね。その辺に私は問題がないのかなというふうな疑問なんです。

ということは、専門性をもっと優先すべきでないかなというのが私の持論なんですね。つまり、

これかなりの分野に広がっているわけでありませけれども、公園管理やら、あるいは体育施設の管理など、さまざま出てきますけれども、例えば保育所の管理に公園管理の管理者としての実績がある。したがって、そっちが高くなるというんでは、私はちょっと整合性に欠けるのではないか。それが全てではありませんよ。

ただ、中に、特にあったのは、これ固有名詞を出しますと非常に問題が出てきますので、固有名詞は出しませんが、1つには自主事業による施設の有効活用方策というのが、基準点が2点なんですけれども、選定された団体は4倍の8点なんです。8点。もう一つの団体も3倍の6点という配点なんです。この今申しあげた自主事業による施設の有効活用ですね。

それと同時に、今度は類似施設の管理実績、これにいきますというと、むしろ選ばれなかった、選定団体でないほうの施設のほうが8点というように、非常に点数が高いんです。指定された団体は6点ということで、2点の基準点に対して片や3倍、片や4倍の6点、8点で、ただしその8点のほうが外されているわけですね。2点点数低い6点の配点を受けた団体が指定されている。その辺をちょっと見直すべきではないのかなというのが私の見解なんです。その辺について市長のまず御見解を伺っておきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 指定管理者の候補の選定については、委員会で評価基準というものを定めているわけでありまして、新宮議員いろんな御指摘をいただきましたが、類似施設等の管理実績というものを設けられているところではありますが、今回は指定管理者としてふさわしい候補を選定をするというための基準になっているわけでありませ。

そういった意味で、公園の指定管理を受けた団体が福祉の指定管理のほうを申請をして、そっちの点数が高いのは果たしてどうなのかというような御意見であらうかというふうにも思います。そういう評価方法もやっぱりあるんじゃないかというふうにも思います。思いますけれども、今やっている寒河江市での評価方法というのは、業務委託と指定管理というのは違うのではないかというような認識でいるんであります。

業務委託というのは、あくまでも契約内容に基づいて個別の事務や業務の執行を委託受託することにとどまるわけでありませけれども、指定管理ということになると、施設全体の管理はもちろんでありますけれども、通常市が行う使用許可などの権限についても受任をする、委任を受けるということになるわけでありませ。いわゆる管理代行的な内容を含むということになるのかと思います。

さらにつけ加えるならば、先ほど御指摘のあった自主事業の実施などということも大変大きな要素になっていく。単なるやっぱり業務の委託とは違うんだということになるわけでありませ。そういう意味で、選定に当たっては、使用許可などの権限、あるいは施設の利活用方策である自主事業の実績などという面で、総合的に施設を管理する能力を有するかどうかという観点が非常に大事な視点であるというふうに認識しているところでありませ、現在の評価基準は、その点を着目して加点しているというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいなというふうに思っているところでありませ。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 市長がおっしゃることも十分私も理解はしているつもりです。当然業務委託で受託

してこれまでやってきた経験と、指定管理者としての経験の重さというのは、これは十分わかりますけれども、先ほどから申しあげている、私が言っているのは、いわゆるその専門性という配点が2点という基準点で専門性の高い点数のほうが落とされて、低い点数のほうが選定されている部分がちょっと疑問を感じるということをお願いしているところなんです。

例えばちょっと体がぐあい悪くて病院に我々が行った。そうしたら、胃がんが発見されて手術をしなければならないといったときに、眼科医として、目のお医者さんとしても何十年のキャリアを持っている先生を選ぶか、仮に経験は少なくとも手術をする場合には外科の先生を選ぶかといった場合は、やっぱりこれは外科の先生なんですよ。したがって、その専門性というものをもうちょっと配点に、どっちがいいとか悪いとかじゃないんですが、この専門性という、いわゆるノウハウの部分をもっと重点的に考えたその配点方法はないのかなということをお願いしたいんですが、今市長からの答弁がそれでありましたので、まして今回4月1日から、先ほど申しあげました26施設の契約件数で、19件が新たにスタートするわけでありましてけれども、その中では更新された団体のこの11件に関しては、ここからまだ31年までの5カ年という長い契約期間も設定されるわけでありましてけれども、今後の課題としてその辺をぜひ検討委員会のほうで御検討をお願いしたいということだけをまず、だけをというよりも申しあげておきますが、市長の御見解をお願いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 確かに先ほど今の市のスタンスというのはそういうスタンスでやっているわけでありましてけれども、新宮議員から御指摘になったような内容を少し基準の中に重点を置いて評価をしていくという考え方もあろうかと思えます。そういった意味で、この評価基準というのは固定したものであるというふうにも思いませんし、見直すべきところは見直していく必要があるというふうに思っておりますから、そういった意味で、これからの選定委員会の中でもそういった議論を踏まえて、よりよい制度となるように改善をしてまいりたいというふうに思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 これは先ほども申しあげました今後の課題として御検討いただきたいということでありますので、その際にはこれは全てにそれがどうかはこれわかりませんが、その施設、あるいはその事業内容によっては外部からの有識者、いわゆるその専門的な知識を持った方なども若干名、その事業によってですよ、入れて先ほどの庁舎内の副市長を委員長とする13名のメンバーだけでなく、必要に応じて、これはあくまでも必要に応じてそういったことなども考慮した上で、今後ぜひ検討していただきたいということを御要望申しあげておきます。

次、通告番号14番の公設駐車場の管理についてであります。昨年の11月からですか、駅前駐車場、それから本町駐車場、この2カ所が有料化されました。今回はこの通告で駅駐車場というふうに私表記したんですけれども、これは駅駐車場ではなくて、正式には駅前広場という呼称なんだそうですけれども、駅前広場という農協さんの前の11月から有料になったあそこを指しているわけで、ちょっとその辺理解不足だったんですが、駅駐車場というふうに表記しましたけれども、これは駅前広場ということの御理解をまずいただきたいと思えます。

11月から有料化がなされたわけで、まだまだ時間的に浅いので、ここでそれをトータル的に今後の課題とか、あるいはこれまでの内容がどうだとかということ、データを出すには非常に期間が短いので、それを私は今回要求するつもりはございませんが、有料化された後のいわゆる利用状況が

どうなっているのか。

さらには、市民の皆さんから何か意見とか、あるいは苦情とか要望とか、そういったものなども含めて現段階での利用状況についてお聞きをしたいというふうに思いますので、お願いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御質問のフローラの本町駐車場、それから農協さん前の駅前駐車場については、駐車場の適正管理と利用者の公平性確保という観点から、昨年11月から機械管理を導入させていただいて、一定時間を超える駐車の有料化というものを図らせていただきました。

4カ月経過したところでありますから、全体的に評価をしていくということはまだ早いというふうには思いますが、これまでの利用台数からいくと、本町の駐車場は1日平均で約853台、駅前駐車場は1日平均で約94台となっているようであります。

目的外利用と思われるような長時間の駐車が見られなくなった。商店街などを訪れる人がいつでも駐車できるというようになってきているという声をお聞きをいたします。中心市街地の駐車場としての本来の利用形態になってきたのではないかというふうにも考えております。

また、駐車料金についても、御案内のとおり利用者に配慮して3時間までは無料にしているわけでありまして、1日利用した場合でも最大1,000円、さらに、駅前駐車場の場合は、JR利用者については1日300円までとしたわけでありまして、これまでいろいろ4カ月間の中で、もちろん私のほうにもそうですけれども、担当課のほうにも大きな苦情やトラブルという声は届いておらないというふうに思っております。スムーズに御利用いただいているのではないかというふうに認識しております。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 まだわずか4カ月ということでありましてけれども、その間の利用状況を見ますというところ、数字的には先ほど市長から示されたとおりで、本来のこの目的に沿った利用がなされているというような御認識でありますので、大変結構だなというふうに思いますが、今後の経過も見なければならぬ。これ冬という時期的なものもありますので、年間をトータルした中でどうなのかというものも見なければならぬと思うんですが、やっぱりこの本町駐車場の台数が駅前と比較してかなり多くなっているわけですので、やっぱりこれは買い物のお客さんが非常に利用しているということが、もうここに顕著にあらわれているわけですね。

駅前駐車場のほうは、どちらかというところ商店街からある程度遠いということで、あそこの利用者が、日中の利用者が少ないのかなと思いますが、これ私のところに届いた市民の声の1つなんですけれども、今先ほど市長からもあったように、3時間までは無料なんです。そうすると、夜の時間帯に、例えば駅前駐車場を利用した場合に、これちょっと極論なんですけれども、車を入れた時間を記憶しておいて、2時間50分になると一旦出て、そして入り直すと、そういうふうな実態があるんだそうです。それをどうするんだと言われても、これも果たしてこれらをどうするかというところまでは規制する方法は私はないと思うので、それなりの答えを出しているんですけれども、そういう実態などもあることは事実なんです。

それで、その駅前駐車場が規制されたために、規制というか、有料になったために、先ほど申しあげました駅前広場、こちらのほうにかなり流れている。いわゆる駅前駐車場、本町駐車場は本来の目的に沿った利用がなされているという、先ほど市長の答弁でありましたけれども、駅前の広場と

いいですか、あそこにはやっぱり本来の目的に反した駐車がなされている状況がうかがわれます。

これについても、当初この有料化について検討が始まった段階で、私ども議会のほうにも議員懇談会の場で、駅広場も含めて3カ所を有料にするというような説明があったやに私記憶しているんですけども、それらについて、またその場合でもJRとの何か協定されているものがあるというふうにも聞いておったわけなんですけれども、この駅広場に対する有料化についての現段階でのお考えはいかがなものかお聞きをいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 駅駐車場、駅前広場についても、先ほど新宮議員御指摘のとおり、一昨年になりますか、平成24年12月の議員懇談会において駅前の広場、駅駐車場についても駅前駐車場や本町駐車場と同様に市民や利用者の公平感確保のために、JR利用者に配慮しつつ機械管理を導入して有料化を図りたいということで、担当課長のほうから御説明させていただいたところでございます。

駅前の広場については、平成14年当時、市とJR東日本仙台支社との間で寒河江駅前広場の管理運営に関する協定書を結んでいるところであります。それによりまして、JR側が主管をするということになっております。そういったことで、昨年来、当初御説明をした目的を図るべくJR仙台支社と協議を重ねて、機械化導入についての協議を重ねまして、理解はいただいているところでございます。

しかしながら、実際その駅前広場に機械管理を導入していくということにしていきますと、現在あの地下埋設の融雪装置というのがありまして、それを改修をしていく必要がある。あるいは可動式駐車場周囲の柵などもつくらなければいけないというような、今可動式ですから、そういうものをつくらなければいけないということで、当初に考えていた以外の初期投資がかかっていくというふうに今見込んだところであります。

そういう意味で、25台の駐車スペースですから、今の想定している経費では1,300万円ぐらい全体でかかっていくということに見積もりをしたところでありますので、なかなかその費用対効果からすると、すぐには実施できないのではないかとということで、当初予算についての計上は見送らせていただいたところであります。

しかしながら、御指摘のとおり、そういう我々の駅前3駐車場の趣旨に反したというか、趣旨に沿わないような駐車が流れていくということも我々も懸念しているところでありますので、当面現在は朝5時30分から8時30分まで指定管理者による人に立っていただいて指導しているわけでありまして。そういう状況を見ながら、必要であればその指導員の方を増強していく、時間帯をふやしていくなども含めて対応を考えていくということで、状況を見守らせていただいた後にしかるべく対応を決めていきたいということを考えているところでありますし、また経費の面で何とかもう少し節減できて整備ができないかなどについても、改めて検討した上で対応を考えていきたいということでもあります。いずれにしても、こっちにとめられない人が流れていくようなことでもまずいというふうに思いますので、そこら辺の管理、指導などについては十分充実していく必要があるというふうに認識しております。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 確かに今市長の御答弁にもありましたように、あそこの駅前の広場の駐車スペースに関してやっぱりJRの利用者が使うというのが本来の、いわゆる買い物のお客さんではなくて、

J Rを利用する人のための駐車場というのが本来の目的だと思いますので、これJ Rのほうとの協定なんかもあったというのは、これはごく当然のことだというふうに思います。

ただ、その後のその協定内容について、いわゆる有料化に向けた考え方なども、市のほうではJ Rのほうにそれを示して、いろいろ話し合いの結果理解はいただいたというのは、今市長の答弁であったわけですが、確かに25台の駐車スペースに1,300万円の金をかけて、これも融雪溝があるためにそういった工事が非常に困難だというような御答弁でありましたけれども、25台を確保するために1,300万円をかけてということになると、非常にこれは費用対効果という面からいっても、そこまでやらなくてはならないのかという、逆に言えばそういった疑問も出てきます。

ただ、いわゆる公設の駐車場の利用の公平性というところから考えた場合には、公平性ですね。公平性を考えた場合には、ある意味ではこれも何らかの方法を講じなければならないのかなという気も全くしないでもありません。市長のほうからは今後さまざまな角度から検討しながら、あるいはその推移を見た上で、今後の課題として検討といいますか、まず見てまいりたい、様子を見ていきたいということですので、まず現状を的確に判断された中で今後の対応策を考えていただきたいということをお願いを申しあげて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

内藤 明議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号15番から20番までについて、14番内藤 明議員。

○内藤 明議員 おはようございます。

質問の事項が多いために、前置きをなしで質問に入らせていただきたいと思います。

初めに、市の債権管理についてお尋ねをいたします。

まず初めに、24年度末における市税、国保税、下水道使用料、保育所の保育料、介護保険料などのつまり公債権と市営住宅使用料、病院の使用料、水道料金、学校給食費などの私債権、私債権の本市の債権合計はいかほどか伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 平成24年度末における公債権と私債権についてでありますけれども、これは市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の合計で、件数にして6,125件、金額は3億3,578万6,000円、国民健康保険税は2,935件で3億6,895万4,000円、下水道使用料945件で2,440万円、保育料21件で450万6,000円、介護保険料216件で630万7,000円、市営住宅使用料36件で239万1,000円、診療報酬1,447件で1億9,729万7,000円、水道料金1万9,971件、2億59万2,000円、学校給食費18件で64万6,000円で、合わせまして11億4,087万9,000円というふうになりますが、なお、水道料金については、料金徴収システムの関係から2月、3月分の使用料が未納額に含まれますので、実質的には未納額は、先ほど申しあげた11億の額より約1億6,000万円差し引いた額10億弱というふうになろうかというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 大変大きな金額でありますけれども、これ決算議会の都度に話題にされるわけでありまして、この未収金対策については、各担当課でそれぞれ情報を共有しながらマニュアルに基づいて対応されているようですが、私はこの際、むしろ一歩進めまして、全庁的な情報を共有

する中で、この債権条例の制定ということで考えてはどうかなというふうに思っているわけですが、つまり債権をそれぞれ発生原因となるそれぞれの法的な、法令の根拠によってそれぞれ違うわけでありまして、こうした最近の多い額から考えてみまして、この適正な管理を行う必要があるんじゃないのかなというふうに思っているわけでありまして、この徴収のノウハウを共有するとともに、債権の管理回収をより効率的に行うための市の債権管理条例を私は進めるべきだというふうに思いますが、市長の御見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 少し景気がよくなりつつあるとはいってもなかなか中央には及ばない。景気が低迷している状況、さらには、雇用情勢もなかなか好転しない、財政状況も厳しいという中で、おっしゃるように税を初めとする公の施設の使用料の債権回収、あるいは債権の整理などを効率的に行って徴収率を向上させていくというのはひとり寒河江市のみならず、全国の自治体において非常に共通する大変大きい課題だというふうに認識しているところであります。

先ほど内藤議員もおっしゃいましたけれども、いろんなそれぞれの部署でそういう努力をしているわけでありまして、なかなか債権者の情報を共有化できないというのもやっぱり1つの大きい課題になっておりまして、苦労しているという状況もあろうかというふうに思います。

そういった意味から、住民負担の公平性、財源を確保し健全な財政運営を図るということで、債権管理の具体的な取り組み、債権回収の手続、回収見込みのない債権整理などを規定した、おっしゃるような債権管理条例の制定でありますとか、マニュアルなどを策定して対応している自治体もあるというふうに認識をしています。

当寒河江市におきましても平成17年策定をいたしました行財政改革大綱で、歳入を確保するために税及び税外収入金の収入担当によるプロジェクトチームなどを組織して、収納率向上を努めてきているところでありますし、18年度からは所管課が一体となって情報を共有し、回収に当たってきたという状況があります。現在は御案内のとおり、税務課では時間外の納税相談でありますとか、コールセンターでの納税通知、さらには、水道事業所、下水道課にあっては未払い者への全戸訪問、その他納入者との面談等を実施するというので、担当課のほうで個別に対策を講じてきているところであります。

御案内のとおり、最近というか、去年からですけれども、水道料金、あるいは下水道料金、そして26年度からは市税のコンビニ納付なども実施をさせていただくということで、未納を出さないような工夫、対策をそれぞれの部署で実施しているところであります。そういう意味で、回収見込みのない債権の整理なども適切に処理しているところでございます。

我々としてはこうした取り組みを充実しながらも、もちろん検証をしていく必要がある、その効果というものを検証していく必要があります。そういったことと、あるいはこの条例、おっしゃるような条例について制定している自治体におけるその効果なども調査しながら、問題点などについても検討しながら研究していく必要があるというふうに認識しているところでございます。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ぜひ研究を進めていただきたいというふうに思いますが、これ誤解あると困りますので、申しあげますけれども、市長も言われましたように、もちろんこの条例を定めるに当たっては、この債権の放棄というふうな問題も出てくるだろうと思います。ですから、この何かの取り立

て屋みたいなつもりで私は申しあげているつもりはありません。市長も言われましたとおり、つまり財政の健全化へ向けて大変大きくなっているこの債権について、市民の負担の公平性の確保という点からも、ぜひ研究を進めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、公契約条例の制定について伺いたいというふうに思います。

全国の地方自治体で発注している公共工事、あるいは指定管理者、それから業務委託等の入札において、価格競争の結果、労働報酬の引き下げ等による労働環境の悪化が最近指摘をされているところでもあります。そして、その悪化は、とりもなおさず雇用条件だけでなく、労働意欲の低下をもたらすというふうに言われておりますし、発注者である地方自治体の事業の質の低下、こういうふうなものも懸念をされているところでもあります。

そしてまた、一方で、そのサービスを受ける市民の安心・安全というふうな視点からすると、そういう点についてもまた懸念をされるというふうな状況にあります。このことは、仕事を受ける企業側にも安定経営という上でも支障を来すというふうに思いますし、結果として市民生活にも影響してくるだろうというふうに思われるわけでありまして、この事業者に発注する際、この最低賃金を規定をする、定めておくこの公契約条例を私は定めておくべきではないのかなというふうに考えますが、市長の御見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 端的に言うと、賃金の最低基準を定めておく公契約条例の制定についての見解はどうかということでもありますけれども、御指摘のとおり、一定以上の賃金を確保するということが民間に波及していった場合に、競争条件が対等となって公正な競争が促されるという利点があるわけではありますが、反面公共事業の賃金相場が上昇してしまう、また、最低基準額を定めることによって、正常な経済活動を阻害することなどが懸念されるということも一面言われているようでありまして、以前にも内藤議員から御質問いただいて検討する旨の御答弁をさせていただいたところでもありますけれども、全国的にもまだこの公契約条例を制定した自治体は少ないというような状況であります。建設工事以外の業務委託などの発注に係る積算体系の確立をどうしていくのかなどという必要な調査が多々あるわけでありまして、現時点でなかなかそういう条例の制定まで踏み切る判断は難しいのではないかとこのように思っているところでもあります。

県内にも一部そういう条例制定に向けた動きがあるというふうに聞いておりますので、そういった状況を踏まえながら、市としては適正な労働条件、あるいは賃金条件を評価できるような総合評価落札方式の導入なども含めて、引き続き総合的に検討していく必要があるというふうに認識しているところであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 総合的にいろいろ研究したいというふうなことでありますけれども、最近新聞等には、この地方公共団体の公共事業の入札で入札不調が続出しているというふうに新聞等で話題になっておりますけれども、何で不調かというふうにいいますと、市長御承知かというふうに思いますが、新聞等でお読みになっているというふうに思いますが、この建設業界の人手不足であるというふうに、もちろんそこにはさきの大震災での公共工事の増加なんかもあるというふうに思いますけれども、そういうふうに言われているんですね。その建設業界の、つまり低賃金の実態があ

ってなかなか人手が集まらないというふうな状況があります。先般の新聞にも載っておりましたが、この待遇改善が必要なんじゃないかと、こういうふうに言われております。

国土交通省は、2014年度に自治体を公募してモデル事業を実施して、その発注方針に関する自治体向けのマニュアルを作成するというふうに報道されております。この公共事業に対する算定費用を上げるというふうな形になるんだそうではありますが、そのことに関して建設作業員の労務単価を引き上げるというふうなことを考えているそうでもあります。

そういうふうな例えばモデル事業が出ましても、例えば法的な縛りやなんかがない場合に、下請や孫請、そういう段階に来ると結局労働者の給与、賃金が確実にそうしたところに反映ができないんじゃないかというふうなことが懸念をされるわけでありましてけれども、そういうことをチェックしていくようなシステムを地方自治体からやっぱりつくり上げていくべきではないのかなというふうに思います。

もちろんこれは国の法的な整備があればそれにこしたことはないんですが、そこまでどうもいかないような気がいたします。しかし、このままでいきますと、建設業界、日本の国の建設業がだめになっていくような気がするんですね。ですから、ぜひ市長の考えもあるようでありましてけれども、こうしたことについて踏み込んでぜひ検討すべきであるというふうに考えますが、そうした現況についてどういうふうに思われますか、市長のお考えありましたら承りたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 いろいろマスコミ情報、あるいは各自治体のいろんな公共事業などについてなかなか受注者が決まらないというような原因が、資材の高騰もありますけれども、人手不足というような原因でそういう仕事が進んでいかないというふうな状況が最近多々見受けられるというようなところもありますし、また大震災の影響で、人材もあちらのほうにとられていっているというような状況があるかというふうに思いますが、そういった意味で国のほうも労務単価の引き上げなどということで、そういう処遇改善と申しましょうか、賃金の上昇を誘発するような改正をしていこうということでもありますし、我々としてもやっぱりずっと建設業界というのは右肩下がりできた状況がありますので、ここである程度少しおっしゃるように体制を強化していかないと、さらに落ち込んでしまうというようなところがあるというふうに思いますから、我々もいろいろ業界の団体などの意見交換をさせていただきながら、将来にわたってのいろんな社会資本の整備を担っていただくような体制の充実に向けて協力していくということを考えていきたいというふうに思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 これまでは例えば入札、公共事業の入札等に関しての問題について申しあげましたので、この先は指定管理者の問題について述べさせていただきたいというふうに思いますけれども、この前もたしか申しあげたかもしれません。全国的にこの状況について申しあげたところがありますけれども、指定管理者等によって、低賃金によって全国の保育所等の労働条件が悪化する中で、事故が多発化傾向にあるというふうなことも新聞等に載っておりました。保育所の充実ということは大変重要なことでもありますけれども、そういうことで住民のニーズに応えるということも大変重要なことだというふうに思います。

しかし、一方では、子供を育てるための1つの施設でありますから、つまりそういう意味では質

の向上、保育の質の向上というふうなことも重要な視点ではないのかなというふうに思います。総務省の、先日も遠藤議員からありましたけれども、指定管理者についての制度運用についてというふうなことで通知があったというふうなお話がありました。

その中では、やっぱり公契約条例を制定するには適切な配慮について留意することということがございます。つまり労働条件等もやっぱりきちっと指定管理者を指定するほうでは踏まえておくべきだということだろうというふうに思います。そこで言わんとしていることはですね、そうしたこともあってそういう通知が出されているというふうに思いますので、条件が保育所における保育士の労働条件も大変厳しいものになっているというふうに言われておりますので、どうぞ検討なさる際はそうしたところについても御研究をさらに積まれていただいて検討をしていただきたいというふうに思います。実態はいろいろあるんですが、時間がないので申しあげませんが、建設業界の実態とか保育所の実態とか、全国的なものですよ、ありますけれども、申しあげませんが、ぜひそうしたところも含めて研究、御検討をいただきたいというふうに御要請をしておきたいと思っております。

それから、次に、通学路の安全確保ということでお尋ねをしてみたいと思います。

学区単位の議員懇談会とか、PTAとか、学校関係者と懇談会とか随時行われますが、その都度こうした通学路の安全確保ということで提起をされております。そこでお尋ねをしたいというふうに思いますが、総括的に伺いますけれども、市道の中で通学路に指定をされておいて、そのうち学校関係者、あるいは地域から、そこは危険だなというふうに指摘をされて改善・改修等の要望がなされているところはどれくらいあるのか最初に伺いたしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 小学校の通学路、または中学生が利用している市道における危険箇所の改善要望については、町内会やPTAの方から要望書をいただいております。また、通学路の総合安全点検ということで、子ども見守り隊、学校関係者、それから警察署の関係者が調査した結果の市道の改善箇所というのもございます。要望書と重複されている箇所もありますが、合わせて現在16カ所ほどの要望箇所があるというふうに認識しております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 16カ所あると、重複もあると言われましたけれども、16カ所というふうに認識されているということではありますが、その中で緊急を要するというふうに認識されているところは何か所あって、具体的なところを伺いたしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 現在緊急を要する箇所という認識をしている箇所については、特に危険性の高い市道若葉町陵南中学校線の肉の長栄さん前の交差点から陵南中学校までの間で、歩道がないということで、250メートルの区間であります。現在歩道設置工事を実施しているところであります。

また、先般杉沼議員からも質問いただいたところでありますが、市道柴橋平塩線の長生園前交差点から中央工業団地に向けて歩道整備を含めた道路拡幅の事業、これは26年度から着手するということになっております。そのほかに、先月通学路になっていました市民浴場付近の市道島落衣線で交通事故が発生をしているところであります。こうした危険箇所については歩道の整備など順次改修整備を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 そうした危険箇所については、一日も早く改善、改修を行っていただくようお願いをしたいというふうに思いますが、そこで具体的に柴橋平塩線の問題も出されました。私も通告をしておりましたが、さきに杉沼議員がこの質問を行っておりますので、重複を避けたいというふうに思いますが、その中で、平成26年度に今着手するというようなお話がございました。そこで、完成する目標年度は何年というふうに大体定められておるのか伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 完成年度につきましては、用地買収、それから物件補償などもありますから、3年間ぐらいで整備をしていきたいということで、目標を立てているところでございます。国の交付金の関係もありますから、できるだけ早期に完成を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 先般柴橋平塩線の平塩橋のかけかえのことも質問がありましたが、クア・パーク地内のあそこには屋内運動場ができたわけでありまして、あそこは災害時には物資搬入の拠点施設となることから、例えば高速道路が崩壊したとかというふうになりますと、使える道路というのは限られてくるわけですね。どうしても国道458号からのアクセスというふうなことでの重要性が増してくるというふうに思いますし、これは通学路、生活道路ということだけではなくて、そういうふうな視点からすると、そのかけかえというのは非常に重要なことになってくるなというふうに思うわけでありますが、橋のかけかえは県・国等にさらに要望を強めていただくというふうなことで対応していただきたいというふうに思いますけれども、なお、この前、市道の管理責任者として見通しを立てる中で対応しなくちゃいかんというふうな話もありましたが、当面そういうふうなことで、ぜひさらに要望を強くしていただくとともに、その先の南側についてもまだ改修の必要があるんだろうなというふうに思いますので、そうしたところについてのこの安全確保というふうな点からの整備についてはどのようなお考えがあるのか伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、国道458号線からチェリークア・パークの多目的運動場との緊急時の物資の輸送路ということもこの路線は想定されるというふうに思いますので、御案内のとおり、平塩橋も含めた国道458号から中央工業団地を經由し県道寒河江西川線に至る市道を県道として整備していただけるように県に要望してきているところであります。もちろんその中には国道458号から平塩橋までの区間の整備というものも当然含まれているというふうに思います。引き続き県のほうに強く要望を申しあげながら、また市独自の対応などもいろいろ検討しながら、早急にその対応方針というものを決めていく必要があるというふうに認識しているところであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 安全確保というふうなことにかかわる問題でありますので、早急に対応をお願いをしたいというふうに思います。

続いて、寒河江市消防団の展望についてお尋ねをしたいというふうに思います。

近年というよりも大震災以降、消防団組織の重要性が叫ばれる反面、対象となる若年層が減少しているというふうなことで、この消防団組織の維持が困難な状況になっておって、再度退団者への

加入の呼びかけとか、あるいは勧誘とか、OB組織の立ち上げとか、そういうふうなことをなさっている自治体があるというふう聞いております。

また、あるところでは婦人消防隊といいますか、女性消防隊といいますか、そういうふうな組織までつくっているという自治体もあるというふうにお聞きをしているところでありますが、本市においても将来そうした若い方々の減少に伴って、この消防団組織の維持が非常に困難になってくるなというふうに思われます。そんなに遠くない将来、そういうふうに多分なるであろうというふうに思われますが、それを見据えたやっぱり対応も考えておくべきだというふうに思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 消防団員の定数については、消防庁の消防力整備基準に基づいて算定をすると、寒河江市の消防団員数というのは定員が831名になるんですね。現在824名でありますから、充足率99.2%と大変充足率が高い状況になっています。

ただ、しかしながら、おっしゃるとおり入団対象となる若年層の減少とともに、消防活動と仕事の両立が難しいとか、勤務先が市外なので活動が難しいなどという理由から入団に難色を示す若者もおって、団員の確保に苦慮している地域もあるというふうになっているようであります。地域を守るための消防団ですから、やっぱり地域ごとに適正な配置が必要だというふうになるかと思えます。そういった対策をやはりおっしゃるように今のうちから考えていく、あるいは講じていくということが必要になってくるところでありますし、また、一方で、機動力という面で能力のある消防ポンプの配置などを行って、設備の充実を図ることによって団員数の減少に対応するというのも一面では必要になってくるのではないかというふうにも考えているところであります。

また、先ほど御指摘のように消防団のOBなどの協力をいただいて、消防団活動の一翼を担っていただくということも必要になってくるというふうに思いますので、そこは検討してまいりたいというふうに思います。その一翼を担っていただく方法としては、消防団のOBから消防団活動協力員として登録をしていただいて、実際災害が発生したときに消防団の行う消火、救助・救出、避難誘導などの後方支援をしていただく体制というものをつくっていくという方法と、もう一つは、有事のときのみ一般団員と同様に活動していただく、OBの方にですね。それは平時のときの活動には参加せず、特定の災害任務だけに従事してもらい、特別な消防団員の設置などというOBの活躍するケースがいろいろあるようでありますので、この件については消防団、それから消防関係、消防本部などとも十分話し合いをさせていただきながら、検討していきたいというふうに思います。

また、おっしゃるように女性消防団の設置までいくのか、そういうところまで、設置に向けた検討などもこれからの時代でありますから、必要になってくるというふうに思いますので、その辺のところも検討を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ぜひ御検討していただくようお願いをしたいというふうに思いますが、そんなにもう時間はないんだろうなというふうに思います。私の地域も二百七、八十軒ありますけれども、ずっと考えてみますと、若い方々がいないような状況が結構あって、あと三、四十年もしたらもう3分の2以下の戸数になるんじゃないのかなというふうに思います。もっと下回るんだなというふうに思いますけれども、そうしますと、さっき市長がこの消防団の定数言われましたが、その人員

確保というのはほとんどできなくなるんだろうなというふうに思います。したがって、もうそういう時期に来ているということ踏まえていただきまして、早急に検討いただきたいというふうに思います。女性消防隊というふうなことも御検討いただくということでありますので、ぜひそれも含めて御検討いただくようお願いしたいというふうに思います。

続きまして、どんどんいきまして大変恐縮であります、この叙勲、名誉市民、それから市の表彰者の推挙についてお尋ねをしたいというふうに思います。前にもこれ1回やりましたけれども、叙勲は初めてであります、これは私もどうかなというふうに思っておったんですが、市民の皆さんからいろいろお尋ねをされまして、それに私も答えなくちゃいかんというふうな一面の私の議員という立場もありますので、御容赦を願いたいというふうに思います。

この叙勲に関しては、私もいろいろ質問通告をしてから調べさせてもらいましたが、叙勲の候補者について各省庁から内閣府に対して推薦が行われると。そして、各省庁においては所管の分野ごとに各都道府県、あるいは関係団体から推薦を求めてなされるというふうに載っておりました。本市においても多分この人を推挙というのか、何かのあれに推薦と書いてありましたね。推薦を受けるということでもあります。推薦をするというふうになるんだろうというふうに思いますけれども、どのような形で具体的にされるのか、その手順、手続などをおわかりになれば教えていただきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 正確にお答えをしたいというふうに思いますので、御案内のとおり、現在の叙勲制度、昭和38年7月12日の閣議決定、生存者叙勲の改正についてというものに基づいて、昭和39年4月29日に第1回の発令がされたのが始まりであります。毎年春は4月29日、秋は11月3日ということであります。

叙勲は、おっしゃるようにそれぞれ功績分野によって種類があるわけでありまして。長年地方自治の育成・発展に貢献し功績顕著な者でかつ推薦基準を満たし叙勲されるにふさわしいと認められる者については地方自治功労ということでもあります。対象は、首長や議会議員の公選職、それから選挙管理委員会委員や監査委員などの行政委員などになっているところであります。本市においては高齢者叙勲も含めてこれまで27名の方が叙勲の栄に浴されているということでございます。

御質問の候補者の推薦につきましては、毎回、さっき申しあげた発令日の数カ月前に出される内閣府賞勲局から総務省への通知、これは自治功労の場合ですけれども、総務省への通知に基づき行われ、県からの依頼によって市から県に推薦をし、県では推薦あった候補者の中から総務省に推薦を行っていく。市から県への推薦についてでありますけれども、事前に県に報告している候補者資料の中から該当の可能性が高い方を県が指名して、市ではこれを受けて当該候補者の功績調書等の関係書類を作成し、県に進達をしております。推薦対象者は、原則として現職ではなくて元職、原則としてですね、70歳以上の方となっているところであります。

県への事前報告資料としては、春秋叙勲候補者調査票、将来において推薦基準に達する可能性のある方をリストアップする叙勲潜在候補者名簿があるわけでありまして、いずれもこの名簿等については議会事務局、あるいは選挙管理委員会事務局などにも御紹介をし、候補者の把握に遺漏なきように努めているところでございます。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 仕組みについてはわかりました。それで、私のところにいろんな御意見を頂戴するのは、つまり市の段階で何らかの、市から推薦するに当たって何か恣意的な力が加わっているんじゃないかというふうな疑問点がありまして、そのようなお話があるんだろうというふうに思いますけれども、つまり同じような例えば経歴を踏んできた方であれば、当然年上で先にその経歴を踏まえた方がこの叙勲の対象になるんだろうというふうな認識が普通おありだろうというふうに思いますし、それがやっぱり一般社会的な常識なんじゃないのかなというふうに思いますけれども、ところが、後でその経歴を踏んだ方が比較的若くて叙勲を受けられますと、何だろうと、こういうふうに思われるんですね、だろうというふうに思います。

そして、じゃあその方が叙勲の対象にならないかという、亡くなってから遺族の方に叙勲を受けられるというふうな、結果的にですよ、受けられたというふうなことなんかもあるものですから、そういうふうな意見があるんだろうというふうに思いますけれども、そういう人は市から県に上申というのか何かわかりませんが、行われるときに、何かそうした恣意的な力なんか加わるということはないんですか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども申しあげましたけれども、市から県への推薦する際に、事前に県に候補者の資料というものを報告しております。その資料については、さっきも説明申しあげましたけれども、遺漏なきように網羅的に資料提出をしているという状況であります。そうした中から該当者の高い、叙勲などについても人数制限はある程度あるんでありましょし、順番などもあるんでありましょしから、可能性の高い方を県が指名をして、それを受けて市のほうがその調書を作成していくという段階になっているところでありますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 そうした問題はその程度でとどめさせていただきたいというふうに思いますけれども、次に、市の今度は具体的な表彰条例の関係でお尋ねをしたいというふうに思いますが、これは前にも御指摘を申しあげました。これは市民からもいろいろお話がございます。これは市長、あるいは議員というのは、つまり立候補してしかも議員報酬、あるいは市長の報酬を特別職としていただいておりますから、そういう点からすると、当然なんじゃないかと。市の市勢発展に尽力するなんていうことは当然のことだというふうな市民感覚でありますし、私もそういうふうに思います。そういうことから、表彰条例の、つまり要件について見直すべきではないのかなと、こういうふうに思いますが、改めて市長の御見解をいただきたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 そういうお考えの方もいるというふうには認識をしているところでありまして、市の表彰制度でありますけれども、先ほど来御質問にあります叙勲も含めた栄典制度のあり方にかかわるのではないかとというふうに思いますが、その件に関しては、平成13年に栄典制度のあり方に関する懇談会というのが、内閣府の有識者懇談会の報告書が出されておありまして、その中で、そういった議員がおっしゃるような議論も踏まえつつ、栄典というのは国民、公共に対し功労のある人を幅広く対象とすべきものであり、特定の分野を制度的に対象から除外することは不適當であるというふうな懇談会の報告書が出されているところでありますので、こうした見解なども我々としては十分踏まえながら、特別に市長や議長であった方を制度の対象から外すということ、そういう理由

はないのではないかというふうに認識しているところであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 懇談会のものも、私もさきに質問申しあげましたこの叙勲の関係で見せてもらいましたが、それは私はつまり全てではないというふうに思うんですね。時間も経過をしておりますし、状況も変わります。ある意味ではこのそうした栄典といいますか、そうした叙勲や表彰というのは私の感覚的な問題かも知れませんが、一段と高いところにあって、そしてこの表彰をするというふうな、そのものについて表彰をするというふうなことを私はどうしても感じるんですね。

つまり今そういう意味では、この分権の時代にあって、市と市当局と、つまり市長と議会は対等であるというふうなことが言われているわけでありますから、そういう中であってこの表彰というのはいかがなものかなど、こういうふうに思っているわけであります。そうした本市のこの表彰条例の中身についても昭和36年でしたか、こういうふうなことが規定されたというふうにありますけれども、そういう点でやっぱり見直すべきだなというふうに思いますけれども、繰り返しますが、論点がぼけると悪いので、一段とこの高いようなところからの表彰というようなことにもなっているんじゃないかというふうに感じますので、その点はいかがでしょう。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市の表彰制度のお話かというふうに思いますが、叙勲制度全体についても従来から官が厚く民が薄いなどということが言われておまして、そういう中で見直しも図られて、できるだけ公平にという観点で見直しを進められてきているというふうにも思います。そういった意味から、我々もできるだけ幅広い人材について、市の発展に貢献された方を表彰していくという制度の本来の目的に沿って、これからも運用について十分真摯に、見直しも含めて対応していくということは必要だというふうに認識しております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ちょっと論点がかみ合わないようですから、さらに申しあげたいと思いますが、つまりこの表彰条例の施行規則も見せていただきましたが、ここに市長や副市長、それから市議会議員の表彰条例の要件が載っているわけでありますが、その要件に沿って多分なされているんだろうというふうに思いますけれども、実態は、これは具申というふうなことがされているようなんですね。そうしたことからすると、つまりやっぱり具申というのは、上部の機関等に意見を申すというふうなことなんだろうというふうに思いますが、一段と上にあるなど、こういうふうには私は踏まえているわけなんですね。ですから、そうしたものについては、今分権時代の中にあって、それはやめるべきだというふうに、除外すべきだというふうに思っているんですが、そうしたところについて御見解を承りたかったわけであります。

この件に関しても、何かこれもおかしな話なんですけど、この前議会事務局で調べさせてもらったんですが、平成19年8月にそれまでの具申をするような内容から改めて少し緩和、緩和というかやわらかくしているというか、状況を議会運営委員会の中で決定をされているんですね。これもいかがなものかなというふうに思うんですが、これは議会の問題でありますけれども、そうしたところ、多分この表彰規定の規則か何かを変えるような状況があって、多分議会にどうなんだというふうに問い合わせがあったんだろうというふうに思いますけれども、一方でこの明確な条例の、つまり要件がつくられておって、にもかかわらずそうした具申があるということはどういうことなんだろう

というふうに改めて思ったわけでありますけれども、これは市民に誤解を与えますので、やっぱりそうしたものについては廃止をすべきだということを強く、私は除外して廃止をすべきだということを強く申しあげておきたいというふうに思います。

時間もなくなってまいりましたので、いずれまた議論をさせていただきたいと思いますが、名誉市民についても結局は同じなんです。つまり市長職にあって市勢発展のために貢献するなんて当たり前のことであって、加えて申しあげますと、市長のその当時やった施策等についてはいろいろ市民の評価も分かれるわけですよ。一方的な見方でなくて、いろんな見方があるわけでありますから。したがって、そうしたことについても私は除外をすべきだというふうに思います。そのことに関しても一定のこの前議論させていただきましたので、大体わかっておるつもりではありますが、その考えにお変わりございませんか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどの表彰制度についての基本的な考え方と市の名誉市民に対する考え方については、基本的には同じであります。県のほうでも初代の県の名誉市民は板垣清一郎県知事になっているわけでありまして、何も首長職にある者を排除すべき積極的な理由は私はないというふうに認識しております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 市長と私は見解が異なるようでありますけれども、これはいたし方ないことではありますが、ただ、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思いますのは、それぞれの見方によって見解が異なってくるということだけは申しあげておきたいなというふうに思います。今までの名誉市民を取り消せなんていうふうに言っているわけじゃありませんので、そこは御理解をいただきたいというふうに思います。それではいよいよ時間がなくなってまいりましたので、この問題については、さらにまたいずれ議論させていただくということにさせていただきたいと思いますが、最後に、教育委員会制度についてせつかくの機会でございますから、教育委員長にお尋ねをしたいと思っております。

教育委員会制度は、戦後教育の民主化ということを目指してつくられてきたわけでありまして、しかし、時代とともに変遷があつて、国の中で形骸化されてきた経過がございます。それとあわせて、最近今度安倍政権は、教育再生と称して、中教審答申のもとにさらに教育行政の権限を教育委員会から自治体の長に移そうというふうなことを申されているわけでありまして、これは憲法と教育基本法のもとにつくられた民主教育の教育制度を根本的に変えようとするのでありまして、解体しようという動きだというふうに思いますので、こうしたものについての教育委員会の見解がありますれば、ぜひお聞かせをいただきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 ただいまお尋ねの教育委員会制度の改革についてでございますけれども、昨年12月、ただいまお話にありました中央教育審議会から答申がされまして、今後の地方教育行政のあり方についてと題するものでありましたけれども、確かに地教行法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が施行されて50年以上たっていると。その間部分的な改正を行ってきたものの、権限、責任の所在がどうもわからない、曖昧であると。それから、おっしゃいました委員会の審議が形骸化しているのではないかと、それから、危機管理能力といえますか、迅速に対応し切れないと

いったような指摘が従来からあったわけですが、なされたわけでありませう。

子ども当事者としてはその辺のところは謙虚にといいませうか、真摯に受けとめなければならないというふうに思っております。実際御案内の天津市のいじめ事件のような、児童生徒に関する生命、身体や教育を受ける権利を脅かすような重大な事案に発生しておりまして、今申しあげましたような課題が顕在化していると、そういうふうなことから、このたび制度の見直しが強く求められているというふうには理解はしております。

そういうことで、今各党、あるいは関係団体、専門家、あるいは私どものような教育関係者の間で種々議論がなされているところも御案内のとおりであります。特に、首長と教育委員会との関係、あるいは委員長と教育長をめぐるポストの新設、あるいは任免権のあり方、そういうところが主に議論が今現在なされているところであります。

大事なことは私どもの考えでもありますが、個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は中立公正であることは言うまでもなく極めて重要であると。さらに、子供の健全な成長発達のため、教育は学習期間を通じて一貫した方針のもと安定的に行われる必要があるというふうに思います。そういうことですから、制度の見直し、改革に当たっては、この子供のことを第一に、そして真に子供のためになるような見直しでなければならないと。そのためには、基本的にこういった政治的中立性、そして継続性、安定性というものが尊重されまして、制度的に保障担保されることが肝要だというふうに認識しているところであります。以上であります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ちょうど時間となりましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時25分といたします。

休 憩 午前11時11分

再 開 午前11時25分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

川越孝男議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号21番から23番までについて、16番川越孝男議員。

○川越孝男議員 通告番号21、指定管理者制度について、制度及び運用上の課題についてお伺いいたします。

きょうもいろいろ質疑があったわけですが、指定管理者制度は、平成15年地方自治法の改正によって、それまで公の施設の管理運営は、管理委託制度によって土地改良区などの公共団体、社会福祉協議会や農協などの公共的団体、それに自治体が50%以上出資している、いわゆる第三セクターなどに限られていたものが、利潤追求目的の株式会社や民間事業者も参入できるようになりました。したがって、その運用にあっては公平な取り扱いが強く求められ、その公共性を担保するために、1つは公募制の導入、2つには指定管理者候補を選定するための基準を条例で定めること、3つには議会の決議を得て管理者の指定をすることが地方自治法や寒河江市の条例で定め

られているのであります。

議会のチェック機関としての役割がますます重要となります。そこで、議会としての役割の1つは、制度の運用が法令を遵守して行われているかを見きわめることとあります。2つには、指定管理候補者の提出した計画内容が応募された中で最適であるかということ十分に審査することとあります。このことは、まさに二元代表制の中で市議会が果たさなければならない任務だと考えているのであります。

そこで、指定管理者制度運用の基本的な事項2点についてお伺いいたします。

1つは、選定基準についてであります。指定管理候補の選定に当たっては、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条において基準を定めていますが、その1つに、施設の適切な維持管理に係る経費の縮減が図られるものであることがあります。

ところが、昨年行われたしばはし保育所指定管理者募集要綱の選定基準にその項目が設けられていないのであります。これは条例に抵触していると思うわけとありますが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 川越議員から指定管理者制度について御質問がありましたが、指定管理者の候補の選定に当たっては、ただいま御質問にもありましたとおり、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に定めている、第4条において基準を定めているわけとあります。その中に、その1つとして、施設の適切な維持管理に係る経費の縮減が図られるものであることとこのものを掲げているわけとありますが、議員からは、しばはし保育所の指定管理者候補の選定においては、この項目が設けられていないのではないかとということとあります。保育所については、平成19年度から、みなみ保育所、22年度からは、にしね保育所の指定管理者制度に移行しているわけとあります。同じ選定基準でやってきているということとあります。来年度から、しばはし保育所の導入を予定しているということとあります。

保育所の指定管理者制度というのは、当初19年度導入からもそうでありましたでしょうが、やっぱり大事なお子さんの生活、はっきり言うと命を預かっていくということにもつながってくるわけで、大変重要な役割を担うということとありますから、子供たちの身体的、精神的、社会的な発達のために必要な水準を確保するということと、必要でありますので、指定管理料については国が定める保育単価に基づき算定する保育所の運営費と、それから特別保育事業等の実施に伴う加算額の合計額を支払うことが適切であるという判断をいたしまして、指定管理料を提示した上で募集を行っているわけとあります。要するにほかの指定管理の募集の場合と違うというところは、そういうところがあるかというふうに思います。

その結果、申請者のほうからは逆に金額の提案を求めないということになるわけとありますから、評価基準の中から提案金額の項目は除外させていただいているということとあります。一方、募集に当たっては、申請書の項目として事業計画を記載していただいているわけとありますが、その中におきまして具体的な保育の実施計画のほかに、新たに保育サービスの向上を図ろうとする内容についても記入していただくということになっているわけとあります。提示させていただいた金額の中で維持管理に係る経費を節減を図りながら、新たな保育サービスの提供に関する提案を受けるという状況になっているところとあります。

このように提示した指定管理料の範囲の中で経費の節減を図りながら、その分を保育サービスの充実等に充てる申請というものを我々は求めているところでありまして、審査につきましては新たな保育サービスの提供に関する提案を保育サービスの充実方策の項目などにおいて審査しているところでもありますので、維持管理に係る経費の節減方策というのは評価内容にも反映されているというふうに理解しているところでございます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 しばはし保育所の具体的なことについては通告23の中で申しあげていきたいというふうに思いますが、今私ここで聞いているのは、法律や条例に基づいてこうしなければならないという、これはしなければならないんじゃないでしょうかということなんです。例えば公募制が、この手続に関する条例では第2条で公募制がうたわれています。しかし、公募できない場合には、こうこうこういう場合にはしなくともいいというふうになっているわけであります。これは法律でも冒頭申しあげましたけれども、株式会社のいろんな民間の団体が今度参入できるわけです。したがって、そこをきちっと基準を設けていく必要があるということで、法律も条例もできているんだというふうに私は思います。

ただ、保育所の管理料を引き下げるということについては、私もそこで競争するということについては私も反対なんです、そういうふうなことは。しかし、法律や条例でしなければならないというのであれば、それが外してもいいという項目があるならば別ですけれども、これを見る限り私はないというふうに思っていますので、それでは条例に抵触するんじゃないですかということをお伺いしています。このことについて改めてもう1回お尋ねをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今申しあげましたけれども、基準においては施設の適切な維持管理に係る経費の縮減が図られるものであることというふうに基準になっているわけですね。現実的にそういう基準に沿って指定管理の候補申請書がつけられている、あるいはそういう計画であるということが、我々としてその評価を審査する段階で認識をできるということになっていくということであれば、その目的は達しているのではないかとこのように認識しているところであります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 そういうふうになると、法律や条例で決めても勝手に解釈してやっていけるというふうになるとだめなので、そういうふうな目的が達成されているというふうに判断した場合には、その基準を指定管理者の実施についての要綱の中から外してもいいと、基準として外してもいいという項目が、どこを見ても私は見受けることができないので、疑問を持ってお尋ねをしているんです。これは余り時間をとるとだめですので、後で具体的に申しあげたいと。今市長からいろいろあったことについて逆に心配の点いっぱいありますので、後でお尋ねをしたいと思います。

2つには、議会審議に際し、応募者の申請された計画内容が意思決定過程の情報として示されないのは誤りであり、是正すべきだと思います。なぜならば、市当局が指定管理者の候補にすると決定し、議会に議案として提案しているということは、既に当局として意思決定はされているというふうに判断できるからであります。

しかし、この内容が議会に示されないというままであれば、市議会議員として責任ある判断はできません。このことについての市長の見解をお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 一般的に市政に関する情報については、寒河江市情報公開条例において開示請求手続がなされているところであります。川越議員からは指定管理者候補の選定という意味決定は、議案提出の段階で市側が完了しているから、議会の審議中であっても指定管理者の指定申請書などの情報は開示できるのではないかという御質問かというふうに思いますが、そういう考え方もあろうかというふうに思いますが、候補者の選定の後、指定管理者の指定に係る議案として我々は議会にお示しするという状況になっているところがございます。

条例では、市の機関相互間における審議、検討調査などの意思決定過程における情報については、公開をしないという取り扱いになっていますが、意思決定過程、形成過程ですね、この市の機関というのは、議決機関を含む市の全ての機関が含まれるというふうに我々は理解しておりますので、議会の審議中には条例の規定に基づいて情報の公開を行わないという取り扱いをさせていただいているものです。

ただ、一方議会で審議をお願いするに当たって、審査選定委員会における審議の状況に関する情報は、もちろん提供していく必要があるというふうに考えておりますので、これまでもお示ししたような資料を議会資料として提出をさせていただいているところであります。そういう状況を御理解をいただいた上で、当該の申請書などについて議会での審議の前提となる資料として、議会側の総意として提出の要請があるということであれば、我々もそれについて前向きに検討させていただくということになるかというふうに思います。

ただ、募集している際、今回の場合ですよ、募集している際に申請書が情報公開の開示請求の対象になるということは記載しているから、申請者側は理解しているわけでありますけれども、指定管理者の指定の前に議会の審議で示すことがある旨というのは、説明しておりませんから、今回の場合はなかなか難しいというふうに思いますが、今後募集要綱の整理なども含めて、そういう意味で要請があれば検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

これまで申請者に対しては議会後に指定管理者候補の選定結果などを通知しておりましたけれども、議会議決後にしておりましたけれども、情報の透明性を図る観点から、議案提出の時期に通知するなどについてもあわせて検討してまいりたいというふうに思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 やっぱ指定管理者の募集をする、複数の人が参加をする、申請書を出す。そして、それを行政の内部で、検討委員会で候補を絞り込む。そして、それを議会に提案をして議会の議決を得た後、その人と市は協定を結ぶと、こういうふうな形になるわけですがけれども、その担保を、公正な担保をするための1つとして、先ほども申しあげましたが、議会の議決を得てからするというふうになるわけでありますけれども、議会で審査する際に、その提案した中身、それぞれがどういう提案をされているのかわからない限り形式民主主義なんです。議会中身わからなくて皆賛成って言ったってだめなんです。

したがって、今、市長言われておりましたけれども、議会から、議会の総意でもって資料の請求があった場合には出すというふうな話ですけれども、提案している側として、指定管理者制度というのは、さっき言ったような非常に複雑な利害関係もあるわけでありますから、いかに公平に執行していくかということが極めて重要なんです。そうしたときに、市民はできないわけで、議会がそ

ここでチェックをする1つの担保がそこに保障されているわけですから、議会に中身を示していただかなければ、もう何ともならないというふうなことを申しあげておきたいと思います。

それから次、通告番号22番の道路管理について、市道の維持管理の課題について伺います。

昨年7月谷沢地区では豪雨被害に対し復旧事業に市単独の補助制度ができたことで、被災農家は安堵し、感謝しながら春の農作業に意欲を燃やしているところであります。ところが、災害復旧工事にもかかわる市道上谷沢高丘線の一部用地が高松農業協同組合所有で、寒河江市に登記されていないことが判明しました。

そこで、私は復旧工事を進めるためにも農協から市に移転登記をしてもらうべく、地元の農協理事の協力をいただきながら、JAさがえ西村山農協にお願いをし、農協の御理解と全面的な協力もいただいているところであります。

これまでの経過を調べてみますと、昭和51年6月15日の議会で、現在の国道458号からパイロットの幹線農道部分を市道高丘線として認定可決しています。昭和56年7月27日の議会で、市道高丘線を一旦廃止とし、上谷沢地内から国道458号までの区間をあわせて上谷沢高丘線の認定がそれぞれ可決をしています。

ところが、ここで重大なミスが起きています。こういうことなんです。これが谷沢の通りです。これが国道458です。ここからこっちのエリアがパイロットです。ここまで最初認定したんです、高丘線として。次、この田んぼの部分を接続するために、今度この高丘線を廃止をしたわけでありましてけれども、この路線でないんです。ここまでは共通していますけれども、別な路線なんですね、廃止してるの。そして、この間違っというか、別な廃止した路線とつないで現在の上谷沢高丘線という道路になっているんです。全く想像もつかないミスであります。

これがパイロットの部分の、ここから458はこっちにあります。これがパイロットの幹線農道です。これを認定をしています、議会で。そして、その後これを廃止するというときに、この緑色の部分、これを廃止したんです。地番を、もちろん今の道路台帳にここの地番なんです、終点が。起点は同じですけども。そして、さっきしたような形で結ばれているんですね。こういう状況になっています。

したがって、1つは、廃止された市道高丘線の地番が、51年に認定された高丘線と違う誤った地番になっています。2つ目として、認定された市道上谷沢高丘線の終点が同じく誤った地番になっている。したがって、その結果、現在市道上谷沢高丘線の道路台帳と実質今管理をしている道路が違っているという状況が起きています。

そこで、お伺いしたいんですが、なぜこのようなことが起きたのか、その原因は何か。また、移転登記をする前に現在管理している道路を市道上谷沢高丘線として認定のし直しをする必要があるのではないかというふうに思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市道高丘線の認定についての、今、川越議員からいろんな経過も含めて御指摘をいただいているところであります。我々も事前にある程度質問の要旨などもお聞きをしながら調査もさせていただいたところでもありますけれども、なぜこういうふうになっていったのかということについては、農協のほうにも確認もさせていただきましたけれども、なかなかはっきりわからない。さらには、当時の方からもお聞きをしてもなかなか状況がつかめないというような現状であります。

引き続きその状況を把握しながらしていかなければいけないというふうに思っているところであります。必要に応じてそういう認定替えなどが必要な状況になっているということであれば、その対応はしていかなければならないというふうに認識しておるところであります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 先ほども申しあげましたけれども、農協と云々でないんですね。まず間違っているのは市道認定最初して、そこをこっちと今度つなぐために、今まで認定していたやつを廃止をして、集落のほうからとつなぐというふうなことだったんですけれども、最初認定した起点と終点、これが起点は同じです。終点が間違っているのよ。間違ったところをしてしまって、それをこっち側とつなぐやつと一緒にしたために、農協でもいろいろその地番で調べていっても、市道の寒河江市の道路台帳にあるやつとは整合しないんですね。それで、これから復旧工事をする、何をするにしても今現在、先ほどお見せしたように、この緑のところなんです。ここが終点になっているの。これではだめで、すぐあと議会も今やっているわけでありましてけれども、今議会に追加議案としてでも出さないというと、春のさまざまな工事に間に合わないんでないかというふうな思いもいたします。

したがって、私の質問午後からまでなるようでありますので、ぜひ昼休みの時間にきちっと確認をしていただいて、すぐわかるわけですから、前の議決書見れば、それは今の道路台帳を見ればすぐわかるわけでありまして、昼休みに十分その辺検討していただいて、午後一で回答をいただきたいというふうに思います。この点についてはね。

それから、これも市道に認定していただかないというと、ここ人の土地だから工事されないのよね。ここが市道、道路の上の土手が崩れている。そして上のブドウ畑も崩れているんですね。このブドウ畑の改修工事をするためには、下の市道ののり面を改修しないとできないわけです。したがって、この点についてもどういう方法で、いつころまでどうする考えなのかお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 のり面などの工事も必要になってきているわけでありまして、我々はその農協の所有となっているわけでありまして、市道への道路用地としての所有権移転なども含めて、早急に対応を一緒になって検討していただきながら復旧工事を進めていけるようにしてまいりたいと考えております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 こういうこと、私も寒河江市の市道でよそ様の土地になっているなんていうようなことちょっと想像つきませんでした。そして、寒河江市の財産なものだから、財政課の管財で処理しているのかなと思って、最初お聞きに行ったんです。そうしたら、市道については建設管理課と、農道については農林課と、それ以外のものは管財で全部管理をしているんだと、財産管理は、というふうなことでした。

それで、市道がこういうふうな状態で、途中で認定替えをしてもまだ間違っているという状況、それから、あそこは地籍調査も入りました。それから、市では法定外公共物の地図おろしもしましたというふうな中でも見つかっていなかったのね。見つからなかったというふうなことからすれば、寒河江市の市道で道路用地が寒河江市でないというふうな、こういう箇所がほかにあるのかどうか

お尋ねをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市では市道認定基準に関する要綱について、平成22年度に、より明確にするため見直しを行っているところでありますが、御案内のとおり以前に認定された市道というのも当然多々あるわけでありますので、そういった事態、全部1本1本調べていくということになると、なかなか労力的にも大変な時間もかかるということがありますから、こういった事態が判明した場合には、その都度道路用地の所有者の方と協議を行い、寄附していただくというのがベターでありますから、そういう方向で、市道管理の適正化に向けて一つ一つというか、努力をしているところでありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 今の市長の答弁は答弁として、もしそういうようなことがあった場合には、地権者の了解を得ながら対応するというのはわかりました。だから、私の全体的にそういうふうなのがあるのかどうなのか、私はチェックできないのではないかなというふうに思うんです、膨大な量で。したがって、財政課で土地の管理をして、管財のほうで管理をしているように、やっぱり市道であっても、その底地の所有者、もちろん新しく宅地造成などで市道になった場合には寄附採納を受けて、そして市道にするというふうなことなども常にあるわけです、今ね。そうしたときに、この道路台帳に底地の記録ができるような、履歴も含めてできるようにすることによって今後そういう問題も防ぐことができるし、再発防止もできるし、いざ調べらんないときにスピーディーにチェックもできるというふうに思うんです。

したがって、今寒河江市で使っているこの道路台帳は、もう法で定められて、これでなければならぬというふうなことではないそうです。私もよその町や市のやつをいろいろ調べてみました。とってみました。そうするというと、その土地の部分、記録できる欄を設けているところもあります。しかし、そこも土地の所有全部書いたり、履歴がわかるような形にはなっていません。そして、この台帳そのものが、それぞれの自治体で業者と契約をして、業者のつくったものを利用させてもらっているんだと、その台はね。というふうなことのようです。

したがって、寒河江市でもそういうふうなことかどうかはわかりませんが、今後そういう底地の記録ができる、そして履歴もわかるようなことに改善をすべきだというふうに思う。でないと、今調べてけると言ったって、法務局に行ってそのやつ全部調べないという、誰のものであるか、どうなっているかというのは確認できないという状態だそうでありますので、ぜひ改善方検討していただきたいというふうに思います。見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 道路台帳の中で道路用地の所有や移転などについて、記録がちゃんと残るように工夫して記載できるように改善できないかというところではありますが、道路台帳の欄に敷地帰属別面積の欄があるわけでありますね。そういった中で、今後その道路用地の国有、あるいは公共団体有、民営有の別の面積を記入して、寄附などで土地の所有の移転が生じた場合、あるいは路線の起終点の変更などが生じた場合はこの台帳を利用するのが一番便利かというふうに思いますから、その他特記すべき事項という項目が右側の下のほうにあるわけでありますから、こういったところをきっちり書けるようにマニュアルをつくって整備していくというのが、一番現実的で効果的な方法なの

ではないかというふうに考えて、実行させていただきたいというふうに思っているところであり
ます。

○鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時ちょうどといたします。

休 憩 午後 0時01分

再 開 午後 1時00分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど川越議員から市道高丘線、現在の市道上谷沢高丘線についての市道認定に
関して状況の把握をさせていただきましたので、今後の対応も含めて建設管理課長のほうから御答
弁をさせていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 芳賀建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 先ほどの市道上谷沢高丘線の関係、市道認定についてでございますけ
れども、所有権移転の件も含めまして、次回まで調査してあるべき姿に戻してまいりたいので、お
時間をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 私のほうが指摘した状況というのは確認をされたのかどうかまずお聞きをし
たいと思います。そして、今後の対応については今課長からあったとおりでいいわけでありま
すけれども、まず確認したのかどうかだけお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 芳賀建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 市道高丘線及び現在の上谷沢高丘線の終点について、先ほど調査
いたしましたけれども、確かに相違が見られましたので、表記なのかも含めまして調査させ
ていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 やはりこれは対農協との問題でなくて、まさに市の中のミスだというふう
に私は思うんですね。行政としてのミスだというふうに思います。もちろん議会に提案され
て議会も同意をしているわけでありまして、当時現地調査もされたのかどうか、ちょっと私
も会議録やなんか見ましたけれども、あと議決書も見せていただきましたけれども、ちょ
っとそこら辺は解明できませんでした。やっぱりこういう事態が起きたというふうなこ
とについての見解だけ、そして再発防止も含めてお聞かせをいただきたいと思
います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 当時の状況をこれから調べてみないと、その原因、なぜそういう状況にな
ったかということはわかりませんが、こういうことが我々としては今後かかることがないよ
うに、いろんな機会を通じてチェックしていく体制なんかも含めて再発防止に努めてまい
りたいと考えております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひそのようにしていただきたいと思います。

それから、もう一つお願いですが、これ去年の7月に豪雨でああいう被害が出て、そ
してその

土地の問題については地元から去年からずっと言われてきているのね。そして、さっきも申しあげましたけれども、私も管財のほうに行って調べてみたら、うちのところでないというふうなことで、建設管理課に行っているいろいろお聞きをしました。それでもわからなくて法務局に行ったりなんかして対応してきたんですが、あるいは農協に行って農協と一緒に調べたりもしてきたんですが、やはりこういう問題、地域から提起あったらスピーディーにやっぱり対応して、議場でこだな状態になるような形でないように、ぜひお願いをしておきたいと思います。このことについても見解ありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としてはそういう災害対応なども含めて、スピーディーに対応していく、そういう体制を今後もいろんな機会を通じて職員の士気の高揚などを図って取り組んでいきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひ今後そういうふうな形でお願いをしたいと思います。

次に、23番の少子化子育て支援、保育所運営の課題についてお伺いをしたいと思います。

指定管理者制度全体のことについては、午前中お尋ねをしながら、市長からも答弁いただきますけれども、しばはし（保育所）に限定してさまざまな課題についてお尋ねをしてみたいというふうに思います。

午前中も申しあげましたが、候補選定基準については、市長から4つ入っていない理由、それは別な角度でそういう部分も見ると対応しているんだというようなことでありますけれども、私は何回も申しあげますけれども、法治国の中で法律や条例でそうなっていれば、それはまずするものだというふうな、私の見解です、私の見解。そして、特に指定管理者制度は、行財政改革の一環として平成15年から地方自治法の改正でなっているわけでありまして、まさに財政の改革のね、そこで。そうしたときに、やっぱりそれになじむものとなじまないものがあるんだというふうに思います、指定管理者の導入で。

午前中市長も答弁されているように、保育所なんていうのは人を育てる、子育ての極めて重要な人間づくりでもあろうというふうなことで、そこは逆にどんどん、どんどん充実をさせていかなければならない部分だと。したがって、公園の管理など、樹木の管理と私も違うというふうな認識なんです、保育所なんていうところは。したがって、制度ではそういう経費の削減というようなことを盛らなければならない、基準として要綱にも盛り込み、応募者に対してもそれをお見せもする、それを求める、そして審査をする際にも候補者を選ぶ段階でそれをしていくという、これが法の建前だというふうに思う。

そうしたときに、やっぱりなじまないのではないかなというふうに私はね、保育所なんていうのは指定管理者制度にはなじまないのではないかなと、私の見解です。そして、指定管理者制度になって全国的にこれぐらいあるというのは、あるいは県でもというのは、午前中市長の答弁ありました。

しかし、これも10年たってさまざまな課題も見えてきているんだと思います。これからますますそういうふうな部分がいい点と問題点も出てくるであろうというふうに思います。そうしたときには、もう一度本当に保育所がこのままでいいのかというふうなことで、見直しをしなければならない時期も来るのではないかなというふうに私は思っています。したがって、このことは私の意見と

して申しあげておきたいと思えます。

それで、私も議決後、情報公開条例に基づいてそれぞれ提案している中身を見させていただきました。そうするというと、先ほどもお金の関係、出されていないというんだけど、双方から出ているのよね、こういうふうな形で、金がこういうふうな。しかし、これ見たって全然わからないのよ。総収入の9億2,003万4,000円、それに合うようになるだけで全く中身わかりません。人数が何人なんだかもわからない。そして、本部職員の人件費なんて毎年300万円とか、本部賃借料486万円とか、こういうふうな、見たって私らわからないのね。どっちの見たってこっちの見たって全く。片方は人数何人というふうなことが出されて、その計画書の中で人員体制及び配置計画で、候補にならなかったほうの法人は、現在勤務している職員、臨時パートも含め正職員として継続雇用したいと考えていると。その理由は、全員有資格者であり、保育上の安定は保育の充実につながるとして、22名配置計画が提案されています。そして、園児の状況によって職員の人数は変わるというふうなことであります。

片方、指定になったほうは、国の最低基準に1歳から5歳児まで各年齢ごとに1名をプラスし、現在保育に当たっている臨時保育士やパート保育士を優先して雇用したい。指定管理者に決定後、市の担当者と話し合っただけで決めたとして具体的な配置計画は示されていません。

そして、決定後、市報掲載を見てみますという、保育士常勤、臨時、パートおのおの8人程度、調理師2ないし3名程度、事務職若干名の募集がされていました。しかし、そういう人数が全然わからない、何人にするんだかもわからない中で、こういうものを出されても全然わからないんですね。

そして、指定管理者制度が保育所に導入されたとき、みなみ（保育所）に平成18年、人件費の中でずっとこうなっていて、支出の分で、人件費、所長専任幾ら幾ら、単価幾ら幾らで1人で16.4カ月、1年間に何ぼ、主任保育士、クラス担当なし、保育士、調理師皆それぞれ金額出ているのね。そして、人件費については、保育所運営国庫負担金交付要領などで示している職員の本俸基準額に基づいた金額で、特別保育は別途加算、こういうふうな形で、当時は皆して、そしてこの数で応募する人だもはじき出して皆しているのよ。極めてこういうふうになっていると、ここはこれでいくんだなというふうな線はわかるのね。

ところが、今回のやつは金額何ぼ出ている、全く入る部分は基準はあるんですけども、支払いの部分はわからないんです。金額余計見ている、人数余計で単価安くなるんだかわからないというふうなことで、全然わからないんですね。そして、いろんな部分見ても何でここがこういうふうになったんだかというのはいきません。

したがって、この計画書を受けて当然にして募集要綱にもあるわけでありましてけれども、必要によってヒアリングをしますというふうなことで、これでは私も見たって全然わからないので、ヒアリングしながら、ああ、これはこういうことで、こういうことかというふうなことで、候補者を選定していったんだと思えます。そうしたときに、そのヒアリングのデータというやつはどういうふうな扱われて、もちろんヒアリングやったのかやってないかをお聞きをしたいと思えます。

当然やっているというふうな思えますので、やっていけばその記録というのはどういうふうな扱われて、もちろん私、決定後、議決後情報公開条例に基づいてそれにかかわる情報を申請しているわけでありまして、そこに一切出てきておりません。したがって、そういうふうなものはどうい

うふうになっているのかまずお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 まず、保育士数についてなかなか具体的に記載されていないのではないかというような御指摘がありましたから、まずその点についてお答えをしたいと思いますけれども、先ほど川越議員お話しのとおり、児童の年齢区分ごとの最低基準プラス1と、こういうふうになっているわけですね。具体的に何名ということは書いていません。ただ、それを見ると基準よりも5名増という内容になっている。

ただ、これは我々施設の概要で示した年齢別の児童数で積算をするとすぐ出てくる数字でありまして、所長、副所長を除くと基準保育士数は8名という数字が出てまいります。そういうことで、その提案基準よりも5名多いということで、合計13名になるというようなことに理解をするのであります。

そういう意味で、もう一つの団体の提案の数字と同じ数字に、人数になるというようなことであります。そういう意味で、一々計算しなきゃいかんのは不便ではないかというような御指摘があるかもしれませんが、それは審査の段階でそれは我々のほうできちっとどういう体制になっていくのかということ調べて把握をしながら評価を決めていくということにさせていただいているところであります。詳細については子育て課長から御答弁申しあげます。

○鴨田俊廣議長 阿部子育て推進課長。

○阿部藤彦子育て推進課長 お答え申しあげます。

先ほど市長のほうから答弁ございましたように、具体的な人数というものにつきましては、申請書の中には確かに出ておりませんが、児童数ごとに基準の保育士の配置数というものは示されておるわけでございます、それから追っていきますと、施設概要で年齢ごとの児童の人数というのもし示しておりますし、児童1・2歳の場合は6対1、それから3歳の場合は20対1、4・5歳児については30対1というような基準もあるわけでございます。それで積算してまいりますと、先ほど市長が申しあげましたように8名という数字が出てきまして、それに1名ずつ各年齢ごとプラスして配置するというふうなことでございますので、それからしますと、13名ということで、もう一つの団体と同じ人数が配置されるということが申請書の中から十分に確認できましたというようなことでございます。

さらに、調理師、あるいは運転手につきましても、施設概要の中で、山形県保育所認可等事務取扱要領を満たすことというようなことで明記してございますので、当然それを踏まえた上での申請書類の提出というようなことでございます。以上です。

○鴨田俊廣議長 阿部子育て推進課長。

○阿部藤彦子育て推進課長 聞き取り等は実施して特におりません。書類の中で判断をさせていただき、選定委員会のほうで審査をいただいたというようなことでございます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 そうしますというと、先ほどもちょっと申しあげましたが、本部人件費300万円、私はだからね、しばはし保育所になれば、そこさ職員が皆配置になるんだというふうな理解なのよ。本部人件費300万円とかね、本部賃借料480万円とか、そういうのはなしてわかるんだ、どういふふうなことだか。全然聞くもしないでわかるんだかす。

○鴨田俊廣議長 阿部子育て推進課長。

○阿部藤彦子育て推進課長 本部賃借料というお話がございましたけれども、これについては、保育所のいろんな経理事務とか、そういったことについては学校法人全体の中で行っているということがあります。ヒアリングをしないでどうしてわかったのかということでございますけれども、これはこれまでの実施してきたという経過がございますので、その中で理解をできるというようなことでございます。（「職員人件費」の声あり）

賃借料と同じように、そういう経理、あるいは総務的なことについて法人全体でかかわって処理をしていると、保育業務直接的なものでなくて、そういう経理とかそういう部分については法人全体で行う中で、本部の職員が行っているというようなことを踏まえたものだというふうに理解をしております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 あと余りここではお聞きをしません、後で予算案もありますので、さまざまな課題についてはその場でも申しあげていきたいというふうに思います。

それで、今回私も市内の保育所ずっと回ってみたのね。そうしたならば、もう保育士確保されなくて困ったのよと。なしてやと聞いたなら、しばはしを受けてけると、おたくのところから2人受けてけるとか、市のほうから要請されてよと、もう指定管理者のほうで集まらなくていったのかなというふうに思うんですが、そういうふうな状況になっているんだそうです。

そして、行かったものだから、今度それぞれの市の保育所で人探しが大変よというふうなことがありました。やっぱりこういうふうな、いかがなものかと思うんですね。市の直のやつがありながら、そこからそっちに受けろというふうになっていくというと、ちょっとね、私直接そういうふうな場面、やりとりしたわけじゃなくて、聞いて困っている悩みを打ち明けられたものだから、それはそれでもう終わったことだとすればやむを得ないことで、やっぱり今それぞれの市の保育所で4月からの体制に苦慮しているようでありますので、その辺どういうふうに把握して対応しているのかお聞かせをいただきたいと思います。

そして、そういう先ほど私が申しあげたような、教えられたような実態もあったのかどうかもわかればお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 しばはし保育所の指定管理者制度の導入に当たって、市としても指定管理者が職員を採用する際に、現在しばはし保育所に臨時やパートで勤務している方をできるだけ採用していただくようにというようなことで要請してきた事実もあります。そして、しばはし保育所で実際臨時やパートで働いている人に対しても、そういう職員募集に対しては積極的に応募するように呼びかけてきたところでもあります。この職員の募集に関しては、市報においても掲載しているところでもあります。そういった結果としてしばはし保育所だけでなく、他の、市の保育所に勤める臨時やパートの方から何名かが職員として採用されるという結果にもなっているところでもあります。今後できるだけ我々の保育所も含めて、そういうハローワークなどを通じて人材の確保に努力してまいりたいというふうに考えております。

荒木春吉議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号24番について、11番荒木春吉議員。

○荒木春吉議員 きょうは吹雪の啓蟄です。あすからソチパラリンピックが始まり、本県出身の太田渉子選手が旗手を務めつつ、バイアスロンほか6種目に出場し、金メダルを目指しています。

通告24番の教育行政について質問いたしますので、教育委員長の答弁をよろしくお願いします。

まず、昨年末に起きた天童市内中1女子生徒のいじめ死と思われる件についての所感を伺います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 このたびの天童市で起きました、いじめが原因と考えられます大変に痛ましい事故につきましても、結果が最悪のものになってしまっているということについて、私どもも極めて重く受けとめておるところであります。まず、いじめは絶対に許されないという行為であります。また、その一方、どの学校でもどの子供にも起こり得るものだということの認識をきちっとしていかなければならないということでもあります。こうしたことを踏まえまして、教育委員会といたしましては、改めていじめの未然防止、早期発見に向けた取り組みを徹底してまいりたいというふうに考えておるところであります。以上です。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 続いて、1984年制定の全54条から成る子どもの権利条約についての所感を伺います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 お尋ねの子どもの権利条約ですけれども、これは1989年、平成元年に国連総会において採択され、我が国では平成6年に批准をしております。本条約は、世界のどこの国にも困難な状況に置かれている子供が存在すると、特別の配慮を必要としているということ等を鑑みて、世界的な視野から子供の人權の尊重や権利の確保について規定をしているものであります。

また、本条約の内容ですけれども、基本的人權の尊重を基本理念といたしております我が国の日本国憲法、教育基本法、これの精神と軌を一にするものでありまして、私どもの教育の場面においても、この条約は最大限に尊重されなければならないというふうに考えております。

このことを今問題になっておりますいじめの問題について考えてみますと、いじめというものがいじめを受けた子供の成長、人格の形成を阻害するばかりでなく、子供の人權を侵害する行為であるというふうに言わざるを得ない、言っているものだと思います。したがって、私ども教育委員会、学校といたしましては、先ほど申しあげましたように全力を挙げていじめから子供を守っていく責務があるものというふうに考えているところでもあります。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 今の子どもの権利条約ですが、ぜひ先生方というか、教育委員会の皆さんもそうですが、28条と29条ですね、これをじっくり読んでいただきたいなと思います。

きのうの朝日新聞でしたか、教育欄に東京のフリースクールでも生徒さんたちが子ども権利条約全文を学習しているという記事が載っていました。今や世の中は進んでいまして、教える側ばかりでなく、生徒さんが大事な権利条約を学んでいるということは、私は気持ちを強くした次第であります。

続いて、去年6月制定したいじめ防止対策推進法、それについてちょっと所感を伺います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 このいじめの問題に関してでありますけれども、全ての児童生徒が安心して教育を受ける権利を保障すること、また、いじめを及ぼす重大な影響を児童生徒自身十分に認識して学校の内外を問わずいじめという行為がなくなることを目指していかなければならないという大原則があるわけです。

ただいまお尋ねのいじめ防止対策推進法、これが法制化されたことによって、今申しあげましたような基本的な理念を明らかにしながら、国、私どもの地方公共団体、学校、保護者というそれぞれの責務を定め、いじめ防止のための総合的な対策を行っていくことは、極めて意義のあるものだというふうに考えております。教育委員会といたしましては、この法の理念を十分に尊重しながら、今後とも学校と一体となって、組織的にいじめ問題に対応できる体制を充実してまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 続いて、本市内の小・中校で重大事態が起きた場合の本市教育委員会の対応について伺います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 重大ないじめが起きた場合の対応ということですが、ちょっとその前にそこまでに至らないと、ちょっと言葉に語弊がありますけれども、このいじめ問題に対応する学校、あるいは私どもの1つのあり方といいますか、取り組みについてまず御説明させていただきたいというふうに思います。

このいじめ問題につきましては、未然防止や早期発見の方策を充実させ、重大な事案にしないということが何よりも重要であります。そのため、各学校では教職員の一人一人がいじめに対する共通の認識を持った上で、常にアンテナを高くしまして、子供の小さな変化を見逃さないように心がけておるところであります。

ただ、こういう日常の観察だけではわからない子供の声を拾い上げるというためにも、相談しやすい環境を整えたり、定期的なアンケートや面談を行ったりと、そういう取り組みを現在行っているところでもあります。

また、こうした結果、いじめと考えられるような事案が発生した場合には、いかにささいなことであっても、学校が組織として情報を共有し、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けることができるための必要な措置を講じていただくということとともに、まずは速やかに教育委員会のほうに報告をいただくというふうにしております。教育委員会ではこれを受けまして、外部の相談機関とつなぐといいますか、連絡し合うと、あるいは連携し合うというようなことを支援を行うとともに、必要に応じて調査を行い、再発の防止に努めているところでもあります。

前段が長くなりましたけれども、議員がお尋ねになりました万が一の重大な事件が起こった場合の対応ということですが、こういう場合には、先ほどお尋ねになりました、いじめ防止対策推進法の中に、こういう場合の対応の仕方というふうなものが定められておりますので、教育委員会がまずは組織を設けて調査を実施するというようにしております。

この調査については、学校が行う場合と、それから子ども自身、教育委員会が行う場合が想定されておりますけれども、いずれにいたしましても、教育委員会の責任のもとに公平性、中立性が担保できる専門家の方々等をもって組織いたしまして、迅速に計画的な調査を行っていく必要がある

というふうと考えておりますし、そういうふうにしていきたいというふうに思います。また、調査に当たりましては、関係する児童生徒、保護者への丁寧な説明、それと児童生徒の心理的な負担、プライバシー等への十分な配慮が必要というふうに考えております。

なお、かかる重大事案が発生した場合は、当然のことですけれども、私ども教育委員会のほうから市長への報告ということになるわけですが、市長のほうで必要と認める場合には、市長部局のほうでそういう調査をあわせて実施するということも想定しているというか、可能な旨法制化されているところでもあります。この点についても申し添えておきたいというふうに思います。以上です。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 成毛 眞さんという岩波新書で「面白い本」と、「もっと面白い本」と出され、推薦する本があるんですが、「ランドセル俳人の五・七・五」という小林 凜君という子の本なんですが、推薦する本なんです。この子は水頭症というか、超低体重出生児で、944グラムで生まれたので、水頭症というんですか、普通で言うと障がい者のような感じなんですが、学校に入って壮絶ないじめを受けるわけです。この本を読んだら担任の先生も教頭も何かいじめに加担しているんです。それが不登校などを繰り返しながら、俳句を詠むことによって、ことしの春小学校を卒業して、春じゃないな、ことしの3月卒業して、4月から私立の中学校1年生になる生徒であります。

この本を読んで私が一番好きだと思ったのは、理解者が学校の中にいたことですね。特別支援校の担任の先生と、あと友達が1人、理解ある子供が、生徒がいたというのがこの本に書いてあります。ぜひ、いじめというのは多分天童市にも起きたごとく、多分壮絶なものであろうと思いますが、それに対して法律の精神をよく発揮していただいて、いじめの生徒さんがめちやくちなことにならないようにやっていただければいいなと私は思っています。ぜひこの本も大した値段は高くありませんので、図書館にそろえていただいて、ぜひ読んでいただければなと思っています。

続いて、次の質問に移ります。

2013年度の全国体力テストが12月25日に公表された。本県の結果は、80点満点中、小5男子は53.65、同女子は55.66で、中2男子42.59、同女子48.65との数値でした。全国平均に比べると、小5男子は低く、小5女子と中学2年生は高い傾向が出ました。

そこで、本市内小・中校の脳（能）・耐（体）力向上策について伺います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 議員からは脳（能）・耐（体）力向上という御質問でありましたので、学力についてもお尋ねかなということがありますので、この部分は簡単にお答えを申し上げます。

学力につきましては、全国学力調査に加えまして、本市では全学年にわたって実施しております学力検査、こういうものの結果を十分に活用しながら、今後の課題を把握し、向上策を進めておるところであります。

お尋ねの体力につきましてはでありますけれども、ただいま議員から御紹介といたしますか、お話しありました、全国体力・運動能力調査というふうなものを実施しておりますけれども、これは小学校5年生、それから中学校2年生を対象として8種目にわたる調査を行っております。まずは、この調査における本市の子供たちの現況について申し上げてみたいというふうに思います。

8種目の総合点で見ますと、小学校、中学校いずれにおきましても男子は全国、それから県平均

を上回っております。女子は、県平均よりやや低いものの、全国平均を上回るというようなことでありますので、おおむねよい結果なのかなというふうに考えております。これを種目別の結果で申しあげますと、小・中、男女いずれにおきましても、持久力といったところではすぐれているということが言えますが、握力と柔軟性、こういう種目にやや課題があるというふうに考えております。

こうした点を受けまして、向上策でありますけれども、本市では5年生と2年生だけでなく、同様の体力テストを全ての学年で実施しております、各学校や児童生徒一人一人といたしますか、今後の課題に合わせた向上策に取り組んでおります。そういう中で、向上策として最も重要というものは、体育授業の充実であります。学習指導要領の改定によりまして、体育の授業時数、これ自体全体として増加しております。まずはこうした時間を有効に活用しながら、例えば課題となっております柔軟性を高めるためのゲームを準備運動の中に取り入れるなど、意欲的に運動に親しみながら、運動の素地となる基礎感覚を意図的に育てられるような工夫を行っております。このような体育の授業だけでなく、教育活動全体の中で向上策を図っていくということも大切であります。

先ほど握力の面でも課題があるというふうにお答えしたところでありますが、チャレンジカードというようなものを工夫しまして、鉄棒や雲梯、登り棒といった遊具を意欲的に挑戦する機会を設けるなど、各学校で課題に応じた取り組みを工夫しております。また、それぞれの学校、関連するわけですが、市の陸上大会や水泳大会に向けての練習や中学校の運動部の活動などは児童生徒の体力向上に大きく寄与しているものと考えております。

また、今まで学校の取り組みについて申しあげてきたわけですが、体力を向上させるには、学校外での運動経験がとても大切であります。家庭やスポーツ少年団などの地域でのスポーツ経験、これは子供たちの体力の向上になくてはならない大切な機会というふうに考えております。

また、本市では、御案内のとおりでありますけれども、一昨年度から「さがえっこ育みアクションプラン」を推進しております。その中で、「グラウンドで 自然の中で外遊び」という体力を育むためのもの、また、こうした体力を支えるための基盤となります「早寝・早起き・家族で朝御飯」といった生活リズムの確立に取り組んでいるところでもあります。今後ともこうした取り組みを通じ、多くの保護者や地域の方々にかかわっていただきながら、子供たちの学力、体力、あるいはその基盤となる力を育ててまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 私の子供はサッカーと剣道しか、かなりちょっといいんですが、私の子供が小さいとき自分の地元の小学校では小さなカップをつくっていただいて、サッカーの試合を寒河江川の河川敷でやって、何年かしてグラウンドに夜間照明をつけていただきました。それまでだと1週間に土日ぐらいだった練習が、週の真ん中の夜にでも練習できるようになって、やっどこさ全国大会にも出場できるようになりました。全国大会に行ってはぼろ負けですが、そういう種まき作業があったおかげで、子供たちもサッカーに関しては、上手になったのかなと思っています。大変感謝しています。それをさらに次につなげるためにいろんな施策を展開してほしいなと思っています。

次の質問ですが、去年はカヌー場が、そして1月には屋内多目的運動場が供用開始になりました。2月19日には総務文教常任委員会は、本市体育協会との意見交換会を行いました。そこで、本市民体育力充実策について伺います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○**渡邊満夫教育委員長** 市民の体育力の向上策、充実策についてのお尋ねであります。まず、今議員からお話しありましたように、施設面につきましては、最上川寒河江緑地グリバー寒河江ですね、それからことし1月にはチェリーナさがえ、屋内多目的運動場がオープンしております、どちらの施設も市内外の利用者から特色ある施設として好評を得ておりまして、そういう意味でもうかがえますように、スポーツ環境の整備といったふうなことについては進んでいると、充実しつつあるというふうに考えております。

特に、チェリーナさがえにつきましては、オープンから1月ですので、2月末まで1カ月半ぐらいでありますけれども、5,000人を超える利用者がありまして、人気の施設というふうなことで喜んでいるところであります。

本市の体育力の向上という面で、まずは上のほうの競技力の向上でありますけれども、ことしといたしますか、このたびの市体育協会の表彰式がありましたけれども、その結果を見ますと、82名の個人と6団体が受賞の栄に浴しております、こういう実績というものは大いに評価されているのではないかと、大したものだなというふうに思っております。

特に、そのうちの4団体がスポーツ少年団の軟式野球とバレーボール大会の受賞でありましたけれども、県チャンピオンというふうなことでありまして、ジュニア層の活躍が目覚ましいといったことで、素晴らしいことだなと、これまた喜んでおるところであります。

肝心の市民のスポーツ力の充実策という御質問でありますけれども、まず競技力の向上ということにつきましては、まずは各種の競技団体と連携いたしまして、指導者の育成をまず支援していくと。それとともに競技者の底辺、裾野を拡大すると。また、選手の育成強化にも努めていくと、こういうことを引き続きやっていると、充実していくということであります。

さらに、市民のスポーツ力の裾野を拡大といいますか、底辺拡大という面につきましては、御案内の本市の新第5次振興計画、この中でスポーツに親しみ、心身の健康を育むまちづくりということのを重要施策に位置づけておりまして、誰もが能力や年齢、目的に応じていつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境づくりといったものを進めるとともに、運動としましては、市民1人1スポーツ運動というふうなものを展開しております。そのために、市体育振興公社、総合型地域スポーツクラブのアポートさがえ、各種競技団体、それに各地区体育協会の方々と連携したスポーツ教室、講座、各種大会などを開催してまいりたいというふうに考えております。

特に、26年、来年度につきましては、さくらんぼマラソン大会、6月実施予定でありますけれども、これまで以上に多くの皆さんに参加していただきますように、リニューアルというんでしょうか、より充実、より魅力ある大会となるように、大会に向けて現在準備を進めているところであります。

さらには、スポーツレクリエーション祭、ニュースポーツ出前講座といったような施策も展開しておりますけれども、こういうものにも力を入れながら、市民の方々が身近なところで気軽にスポーツに親しむ場、機会の拡大を図ってまいりたいというふうに考えているところです。

○**鴨田俊廣議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** どうもありがとうございました。せっかく施設というか、ハードという仏さんをつくったわけですから、あとはソフトという魂を入れるだけだなと私は思っています。きのうの市報も見ましたが、寒河江市にはすごいやつがいるんですよ。よく名前だけ聞くと全日本の剣道のメ

ンバーもおります。びっくりしました。ぜひ、てっぺんはもっと高く、裾野というか底辺は広く厚くして市民が健全な精神というか、健全な肉体を持った市民になってほしいなと願っている一人です。これで質問を終わります。どうもありがとうございました。

那須 稔議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号25番について、17番那須 稔議員。

○那須 稔議員 今定例会の一般質問の最後となります。もう少々おつき合いのほどお願いをしたいと思います。

私は新清・公明クラブの一員としまして、通告ある件に関心を持っている市民を代表しまして質問をさせていただきますので、市長の見解をお伺いいたします。

通告番号25番、市立病院の経営改革ということについてお伺いをしたいと思います。

公立病院は、一般的に市民が健やかに暮らせるように、そしてまた、民間医療機関では非常に難しい高度医療といえますか、そしてまた、不採算部門を担う病院として市民の命を守るという使命を担っているわけでありまして、また地域医療の推進を図る上で重要な役割を果たしてこれまでも経営をしてきております。

しかしながら、昨今の情勢でありますけれども、医師の不足とか、あるいは医療提供体制維持の困難などによりまして、抜本的な改革の実施に踏み切ることが避けて通れないというのが大方の公立病院ではないかなと思っております。

それで、これまで寒河江病院の取り組みを見ますと、平成19年に外来患者、あるいは入院患者の低迷傾向が続くということから、診療報酬のマイナス改定なども国の精査がありまして、収益の悪化が病院経営を直撃をしたということから、市立病院経営改革プランというものをつくっております。

そしてまた、平成21年にはその、平成19年に総務省のほうから策定が依頼されました公立病院改革ガイドラインということに沿って、平成21年には市立病院の病院改革プランというものをつくっております。それをつくりながら、経営の健全ということを目指してはきているんですけども、その中で、経営診断のためにコンサルなども常任しながら、経営健全を図ってこれまでも取り組んでまいりました。

そしてその後、県の動きがございまして、西村山地域の医療提供体系といえますか、それらの将来ビジョンというものができ上がりがして、それを受ける形で24年3月には市立病院のアクションプランというものをつくって推進をしてきたと。

市立病院においては、これまでいろんな改革に取り組んでこられたということでもあります。しかし、やはり地方の自治体病院を取り巻く医療環境が年々厳しくなっているということもありまして、市立病院におきましては平成23年度の決算で5億8,000万円、そして24年度には6億3,000万円ということで、一般会計からの繰り入れがあったと。そして、これは6億円を超える一般会計の繰り入れというのは、深刻な経営状態ではないのかなと、このように考えるわけでありまして、そしてまた、病院の勤務医師の不足なども解消されないということも厳しいその経営状態の一因であるということと、治療件数の減少、そしてまた、患者の市外への流出、さまざまな医療収益の根幹となる

外来入院患者の減少が続いているということで、市立病院の経営の厳しさが年々増しているという状況にあるのではないかなと思っております。

まず最初に、市長のほうから現在の市立病院の経営状態についてどのように見ておられるのか、基本的な考えを含めながらお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 那須議員からは市立病院の経営改革について御質問がありましたので、お答えをしたいと思いますけれども、御案内のとおり、公立病院の経営というのは独立採算が原則ということにはなりませんが、一方で不採算部門を抱えるというところから、一部について一般会計が負担することというの認められているわけでありまして、その基準も示されているというところであります。

市立病院の経営状況、先ほど那須議員からありましたけれども、平成13年以降、損失額が増加をしてきております。一般会計から繰り出し基準以外の額を繰り出しているという状況にありまして、特に平成20年度及び24年度は6億円を超える額となっているところであります。25年度もそのような額になろうとしているところではありますが、この状況、寒河江市立病院の状況は他の公立病院の中でどういうふうな位置づけにあるのかということを申しあげますと、24年度の県内23の公立病院の繰出金の平均を見てみますと、1ベッド当たり364万円であります。23病院の平均の1ベッド当たり364万円。寒河江市立病院は1ベッド当たり504万円ということで、多いほうから4番目であります。全体的に繰り出し金額についても多いほうの病院だというふうなところであります。

その多額の損失が生じている第1の要因というのは、先ほどお話しありましたけれども、患者数が減少しているという状況であります。平成14年度常勤医師が15名いたときは、14年度ですね、入院患者数約4万7,000人、外来患者数約10万1,000人でありました。これ頂点でありましたですね。平成24年度では入院患者数が約2万5,000人、外来患者数が約5万1,000人ということで、半減に近い数字になっているところであります。

こうした経営状況を改善していくために、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、19年度に市立病院独自の経営改革プランというものを策定をして、病床数を160床から125床に減らしました。そのほか、院外処方を開始をしたり、クレジットカード支払いの導入でありますとか、地域連携室を設置をするなどということで、経営の効率化とサービス向上に鋭意取り組んできたところであります。それから、平成21年度からは国の指導によって策定をした改革プランに基づいて調理業務の民間委託、あるいは企業債の繰上償還なども実施をしております。

しかしながら、改革プランの支出、出すほうの数値目標については目標を達成したところでありますけれども、収入の面では、先ほど申しましたけれども、患者数の増加というものを実現できませんで、医業収益が大きく目標を下回る結果となったところであります。我々としてもぜひ計画に向かって努力をしたわけでありますけれども、なかなか結果が出せないということで、反省しているところでございます。

現在は24年度に策定をいたしましたアクションプランに基づいて療養病床を新設したところであります。平成25年4月から26年1月まで約1,800人程度の入院患者数の増加を見ることができました。しかしながら、収益的にはまだまだ改善には至っていないという状況にあります。寒河江市立病院を取り巻く患者さんの動向というのを見てみますと、やはり山形市内の専門性の高い急性期病

院への依存度が増加していること、それから、市内の開業医の皆さんがふえていること、さらに、医師研修制度の影響による常勤医師の減少などということがございまして、大変厳しい環境に続いているということでもあります。

市といたしましては、これまで以上に市民から寒河江市立病院を利用していただけるような環境の整備に鋭意取り組みながら、サービスの向上と効率的な運営に努め、少しでも経営の改善が図られるよう努力してまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊・議長 那須議員。

○那須 稔議員 今市長のほうからもございましたけれども、市立病院の経営状態については非常に厳しい、深刻な状態だという答弁がありました。医師についても平成14年がピークで、その後どんどんと医師の数も減っていると。これは要するに臨床研修医制度などもあったということもあるんですけども、やっぱり市とすれば、その辺のところから非常に入院、外来患者も減っていると。

先ほどあったように、平成14年が市長からあったように14万7,000人という、これピークだったんですね。そして、今のところは7万5,000人まで落ち込んでいるということで、半減しているという内容、これは非常に医療収益の根幹をなすのがやはり外来、入院の患者でありますので、その辺をどういうふうに増加させるかと。これは前から課題があって、それぞれ先ほど言ったようにプランを立てながらやってはきているんですけども、状況的には非常に上がっていかないという、平成14年からどんどん下がっているという、また一般会計からの繰り入れ、当然市長が言われるようにこれは企業経営ですから、黒字経営、当然一般会計から支援をもらわないのが基本なんですけれども、やっぱり高度医療とか、不採算部門がありますから、当然そのようなところから一般会計からの繰り入れも基準に従って、ルールに従って入れているわけでもありますけれども、ただ、それでもやっぱり非常に大きな一般会計の負担になっているということもありますので、市長からあったように、それぞれ病院経営というのは非常に大変な状況だというようなことで、市長も捉えておられるようで、その辺に従って、その辺を踏まえながら、逐次私のほうから質問をさせていただきたいと思います。

第1番目には、経営形態の見直しということについてお伺いをしたいと思います。

先ほど市立病院の経営状態については非常に厳しい状態だという話がございました。経営形態につきましては、平成19年の総務省の公立病院の改革ガイドラインというのが示されておまして、その中で4つの病院の経営形態ということが明示されておまして、その後病院のほうでもその4つの経営形態の選択肢ということで、検討されてきたようであります。その検討結果、市立病院については国保の直診施設ということもありまして、内容的には当面は地方公営企業法の一部適用というものを適用させて、この経営形態というものを維持しようではないかということで、これまでやってきたという経過があるわけです。

平成21年に定めました改革プランのほうにも明示になっているんですけども、公立病院を取り巻く情勢というのは非常に厳しいということがありまして、一刻一刻変わる社会情勢に対して今後の環境の変化、その辺なども速やかに捉えて多様な経営形態というものを検討していくというもので、この改革プランの中には明示はされておられるわけでもありますけれども、ここまできまして、やっぱり先ほども市長から言われたように、大変深刻な経済状態だということになりますと、経営形態というものをやっぱり見直していく方向性というものが必要になってくるのではないかと。

それで、総務省が示している経営形態4つあります。1つは、地方公営企業法の全面適用というのが1点と、もう一つは、非公務員型の地方独立行政法人化というのが2つと、3つ目には、指定管理制度の導入ということと、それから4つ目には民間譲渡と、この4つを示しているんですね。それで、私のほうでは、やはり今の病院経営からしますと、即座にやれるというのであるならば、地方公営企業法の全部適用といいますか、今の一部適用よりもメリットが非常に大きいということもありますので、その辺のところでも全部適用ということについて見直していくべきではないのかということでは私では考えておるんですけども、その辺のことについて、経営責任の明確化とか、あるいは財政面の、公営企業でありますので、明確にできるということと、公営企業会計基準に従ってその全部適用ということを実際に考えていくべき時期ではないかなと思いますので、その辺病院開設者としての市長の考えをお伺いしたいと思います。

○鴨田俊・議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 総務省が示す4つのパターン、先ほど御指摘ありましたけれども、我々としてもその市立病院の経営改革を進めていく上で、この4つのパターンについてもいろいろ検討を進めてきた経過があります。

1つずつ申しあげますと、例えば民間譲渡などについては、これは公立病院としてはなかなか難しいところがあるかというふうに思います。やっぱり不採算部門医療部門を切り捨てる可能性がある、否定できないということになってきますので、地域医療を守る観点ではやっぱり適切な選択ではないのではないのかというように判断としてあろうかというふうに思います。

それから、地方独立行政法人化というものもパターンとしてあるわけですが、県内でも酒田の日本海病院は県立病院から独立行政法人というふうになったわけですが、そういう場合、課題としてはやっぱり職員の身分の移管をどうするかということもあろうかと思えます。

それから、指定管理者というパターンもあるわけですが、なかなか120数床の病院が受け入れる民間の医療法人があるのかどうかということも課題、問題となるというふうに思います。独立行政法人、あるいは指定管理者というのは、この2つの形態については、先ほど申しましたけれども、なかなか難しい面があるかというふうにも思いますが、全国的には事例もあって可能性もあるのではないかと、我々はここを研究をしていきたいということも考えています。

そして、那須議員から地方公営企業法の全部適用をすべきではないのかと、そういうふうな経営形態を変えるべきではないのかというふうな御指摘でありますけれども、管理責任者というものを設けて、病院の組織運営について管理責任者が柔軟に対応できるというふうになるわけでありまして、実際にそういうふうにして全部適用した事例なんかを拝見をいたしますと、例えばその病院の職員の給与、あるいは採用などについては、事実上管理責任者ではなくて、設置者が決めている例などが多いなどということと、実質的には一部適用と余り変わってないというような現状もあるようであります。そういったところで、この地方公営企業法の全部適用については、今すぐそういう取り組みを進めていくということにはなかなか至っていないというのが現状だというふうにご覧いただいております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 公営企業法の全面適用ということについて、市長から今答弁がありましたけれども、

これ改革プランを21年につくる際にも検討されているということで、その今市長が述べられたようなことがプランの中に書かれているんですね。ただ、21年からじゃあその全面適用をしない、一部適用をやってきてこういう結果でありますので、メリットが少ないんだけど、やっぱりこの全面適用をしたほうが経営の効率にとってはいいということが私あるんじゃないかなと思っているんですね。

今すぐやれるというのは、全面適用なんですね。さっき市長からあったように、独立行政法人とか、あるいは民間譲渡というのは、これは相手があるわけでありまして、相手がありますから、時間もかかるし、どうなるかわからないということなんですけれども、この全面適用になりますと、市長の判断でできるわけでありまして、すぐできるということで、これはやっぱり今の情勢からして一部適用から全面適用に私はすべきではないのかと、このように思っております。特に、全面適用については、県内でも高島町立病院とか、あるいは形態は若干、病院長が事業管理者ということで、天童などもやっておられるわけでありましてけれども、その辺の事業管理者を置くことによって柔軟な対応ができるということと、それからいま一つは職員の給料などについても決められますので、当然職員に対しての経営意識というものも植えつけられるというようなことも非常に大きいわけでありまして、やっぱりこれは全面適用を私はすべきでないのかと、このように思いますので、市長のほうから再度この辺について考え方をお聞きをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私も高島の町立病院なんかもお邪魔していろいろお話を伺ってきたこともあります。そういった意味で、実際何もしないでいくということではいずれ済まされなくなるというような状況が迫っておりますので、我々としてもこのおっしゃるような全部適用も含めて対応、形態の見直しということも進めていきたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 それで、これからの取り組みなんですけれども、経営形態の見直しをするということになりますと、やはりいろんな御意見を入れながら最終的に決断を下していくということになってくると思うんですが、その辺のところ経営形態を見直すための検討委員会といいますか、そういうものを立ち上げながら、その中でいろんな議論を戦わせながら、先ほどありました4点の経営形態についてどうするかという判断を下していくということが私は大事ではないかなと思いますので、その辺の経営形態検討委員会の設置について、市長としてどういうふうに考えるのかお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいまも申しあげましたけれども、現在の経営形態をいつまで維持できるのかということについて、現実問題としてやっぱり我々としては経営形態の見直しについても避けて通れない道なのではないか、いずれそういう判断をしていかなければならん時期が来るというふうに認識をしているところであります。もちろん寒河江市立病院単独での将来的な運営ができるのかということになりますと、必ずしもそうはならないだろうというふうに思います。市立病院含めた西村山地域医療全体の進むべき方向などについては、これまでも西村山地域の医療体制を考える懇談会というもので話し合われて、平成23年度に策定した西村山地域における医療提供体制将来ビジョンというものをもとに、今市立病院のアクションプランを策定し、実行しているという状況でありま

す。

そういった状況でありますから、今後の展開についても西村山地域の医療体制を考える懇談会の開催によって、その中での検討が1つの契機になるのではないかというふうに思っていますけれども、現実的には平成25年3月以降開催されておりませんので、実際開催されるということになりますと、協議題として北村山地域を含めた西・北村山地域全体の医療提供体制のあり方についても協議の議題というふうに想定をされるということでもあります。

開催の時期については来年度、26年度にずれ込むという情報も入っているところであります。この懇談会の中で新たな西村山地域の医療体制のビジョンの方向が示されるということになれば、それに沿った方策を選択するということも1つの考えなのではないかというふうにも思います。

しかしながら、この懇談会にかかわらず、西村山地域における課題としては、管内の公立病院の連携というものも大変重要だというふうに考えておりますから、山形県や各町との意見交換も重ねていく必要があるというふうに思っているところであります。お尋ねの病院経営形態検討委員会の設置につきましては、こうした情報の収集を図りながら、先ほど申しあげましたような形態、御提案のあった形態なども含めてその実現可能性の研究を進めながら設置を検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 経営形態検討委員会については、検討していくという御答弁がありましたけれども、これ先ほど市長のほうからも独立行政法人化ということについては研究課題だというふうな話がありましたけれども、今のアクションプランを見ますと、このアクションプランの中に具体的な項目ということで、河北病院との連携強化と、そしてまた機能分担の取り組みということでアクションプランにうたっておりまして、医療、看護、そしてまた経営ということに対してそれぞれの分野で連携していこうということで、アクションプランでは取り組みをされているということになっておるわけありますので、その辺は私もこれからのつながりとか、先ほど市長から話されました公立病院の再編で、酒田において日本海病院と、それから酒田市立病院が再編したと、これは成功例なんですけれども、その辺のところも市長のほうには頭にあるのではないかなと思いますので、その辺、私もこの経営形態については全面適用に固執するのではなくて、やっぱり市民として一番最良の形態を選んでいくと、これがやっぱり寒河江病院にとって最もいい形態であると、市民にとってもいいと、市にとっても当然これ財政的な支援ということからしますといい経営になってくるわけありますので、その辺のところを検討委員会の中で、経営形態検討委員の中で検討していくと、議論を戦わせていくということが私は大事なところではないかなと思いますので、その辺を含めながら経営検討委員会の中でそれぞれお決めをしていただきたい。市民にとって最もいい選択をしていただきたいと思います。

それから、2点目でありますけれども、経営を評価するための委員会の設置、今現在の寒河江市立病院の経営を評価するための委員会の設置ということで、提案になるわけありますけれども、今のところ寒河江市立病院のほうでは経営の健全化ということに向けていろんな課題があるということで、1年間の目標とか、あるいは目指すべき方向性ということで、計画を立てながらそれぞれ院内組織として病院経営管理委員会というものが立ち上がっておって、その管理委員会の中でそれぞれ会議を開きながら病院としての目標を定めたり、あるいは進行管理を取り組んでおられるわけ

でありますけれども、その辺の状況、どういうふうに取り組まれているのかお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 病院経営管理委員会の目標設定、あるいは進行管理などどのように取り組んでいるかというようなことでありますが、過去数年間の延べ患者数、あるいは収益単価などを基礎といたしまして、近年の患者動向なども勘案して入院患者数、あるいは外来患者数、収益などの診療科別の目標を設定させていただいております。毎月開催しております経営管理委員会の中では、前月の収支の状況や延べ患者数などの実績を報告して、目標に対しての達成率、進行度合いなどがどの程度なのかを明らかにしながら、各部門の責任者が把握、確認しているところであります。目標に届かなかった部門、箇所などについては、その理由を分析をして翌月の目標達成に向けて部門一丸となって取り組むというようなことで、今この管理委員会を進めているところでございます。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 経営管理委員会は、病院の目標に対して進行管理、それぞれ各ポジションの方々が集まってやっていらっしゃるということでもありますけれども、これまで平成21年から23年まで病院の改革プランを病院としては実行してまいりました。その改革プランの中では、要するにこういう形で病院経営管理委員会がそれぞれ進行管理をして、それを要するに改革プランの評価委員会というのがありまして、その評価委員会で評価をしたり、助言をしたり、指導するというので、それぞれ病院の方向性といいますか、助言しながらやってきたというのが平成21年から23年までの取り組みでした。

今はその改革プランも終わってしまったということで、23年時点でそれぞれそのような評価委員会が立ち上がってないと。ですから、病院内部だけでの、要するに進行管理などをやられていると。これいい悪いは別としまして、これはやっぱり外からの方々もその意見というものも取り入れながら、病院の経営というものをすることが大事なのかなと。特に、病院経営というのは一般的な方々というのは難しいわけですので、例えば病院経営に特化したとか、非常に病院経営がわかる方、そういう方々を入れるということが非常に大事なところではないのかということで、その市立病院の今の経営形態委員会に対していろんな指導、助言、評価というものができそうな、外部の方々の評価委員会といいますか、そういうものの設置について市長としてどういうふうにかお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 那須議員先ほど御指摘ありましたけれども、以前にも改革の取り組みの中で外部識者から成る評価委員会を設置をして評価と進行管理を行ったという経緯がありますが、なかなか目標が達成できなかったというような経過があるわけでありまして。そういった意味で、現在は内部の委員会の中で取り組んでいるというようなところではあります。ことしの1月からは常勤医師1名もまたふえて10名体制に戻ったというところがあります。そういう意味では、新たなスタートをする時期なのではないかというふうにも我々は思っているところでありますので、議員から外部の識者からの意見を聞くべきではないのかというような御指摘、御意見と、こういうふうにとめさせていただいておりますので、病院経営に精通している方などから適切なアドバイスなども受けながら、そういった意見を経営に反映させていく機会を設けていきたいというふうを考えているとこ

ろであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 これ改革プランの際の評価委員会というのは、要綱がありまして、10名以内ということで、10名以内の方々を選定しながら評価をしてきたわけでありましてけれども、その際には総務省の指導があって、それぞれ市民の声とか、いろんな団体さんということで、その中から選びながら10名をしてきたわけなんですけれども、やはり市民の声非常に大事です。ただ、今病院に大事なものは、いかに経営を安定するかということも最も大事なところで、やっぱり病院経営に対して非常に精通している方、そういう方をやっぱり指導を仰ぐとか、助言を仰ぐ、評価をしていただくということが、私は今の病院にとって最も望ましいところではないかなということで、やっぱり人数においても、先ほどの10名となってくると、なかなか意見もまとまりませんので、少数といいますか、4名以内ぐらいの方々の助言をするというような形で、今後とも取り組んでいただきたいなど、こんなふうに思っているところです。

それでは、次に、業務の効率向上や経費の削減などに貢献できる電子カルテの導入ということについてお伺いをしたいと思います。

この電子カルテにつきましては、厚生労働省のほうでも1990年に法的な裏づけというような通達をしまして、真正性とか、あるいは見読性とか、保存性というような3つのことが担保できるということが前提となって、その電子カルテということが認められてきました。そして、この電子カルテにつきましては、その導入しているような病院の場合ですと、非常に業務効率が向上されているということと、それから、当然人員削減にもなるということと、経費の削減にもなる、あるいは残業が減らせるなど、いろんな利点があります。

特に、電子カルテの場合は紙カルテと違しまして、判読不可能な文字というようなトラブルの解消にもなっていると。それからまた、運搬をしなくてもいいということで、運搬の削減とか、それから、紙カルテ室というものを設けて保存しなければなりませんので、その辺の部屋の廃止になるということで、その紙カルテに比べて非常にメリットが高いと、このように言われているのがこの電子カルテであります。

特に、電子カルテについては結果的に医療現場の環境改善といいますか、働く者のモチベーションといいますか、そういうものの向上にも期待できるということと、それから当然病院に来る方の信頼、評価とかにつながりますと、当然病院の来る方の増加にもつながっていくということで、患者のサービスにもつながるといようなことでの導入の利点が高いということが言われておりますので、その辺の業務効率の向上、あるいは経費削減ということにつながっていく電子カルテの導入についてどういうふうに考えているのかお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 電子カルテの導入についてお尋ねでありますけれども、電子カルテ、名前のとおりなのかもしれませんが、今ある紙カルテを電子化するというようなことであります。効用・効果についても先ほど御指摘があったように、手書き文字の判読不能の問題がなくなるとか、紙カルテの運搬作業の削減及びカルテの収納スペースの大幅な縮小などもあります。また、院内のどこでも一度に複数の医療スタッフが1人の患者のカルテ情報を共有できるようになって、チーム医療が容易になるなどということも言われておりますし、紹介状や診断書作成時などにデータの柔軟な再利用

が可能となるなどということが効用として、効果としてあるというふうに言われています。

また、一方で、医師や患者、看護師などが電子カルテの操作に習熟する必要がありますので、入力補助のための新たな人員の配置が必要になる場合もある。また、院外から来る紙の医療情報の電子化など、新たな業務も発生するなどということから、業務効率が低下するようなことも考えられるというふうに言われております。県内の状況を見ますと、ここ数年で大学病院、あるいは県立病院などでの導入が進んでいます。医療業界の電子化というのは今後ますます進んでいくというふうに考えておりますので、市といたしましても、もちろん費用対効果というものも十分考慮しなければいけませんけれども、平成27年度に予定しているオーダリングシステムの更新時などに合わせて、電子カルテの導入などについても検討してまいりたいなというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 市長からもありましたけれども、電子カルテについては非常にメリットが高いと私は言えるのではないかなと思っております。特に、電子カルテについては、先ほどもありましたけれども、紙カルテと違って当然非常にメリットが高いということもあります。今市長からあったように、27年度のオーダリングの更新に合わせてそれぞれ導入をしていくということでありますので、その辺先ほどあったように電子カルテのメリット非常に大きいわけでありますので、それを使っただけでなく、27年度から導入されるようにひとつ取り組みをしていただきたいと思います。

それから次に、休日夜間の初期救急医療体制ということについて質問をさせていただきます。

初期救急医療体制につきましては、22年度に県のほうで決めましたその西村山医療提供体制将来ビジョンということの中でも、要するに今後の医療提供体制にかかわる地域のニーズというのが高いということで、その夜間休日初期救急体制というものを確保ということであっております。

そして、現在そのプランの中では、河北病院のほうで実施している平日夜間診療、この辺の実施状況を検証しながら、その平日休日の夜間診療体制の定点化も検討するというところで、西村山の将来ビジョンではうたっているわけでありまして、そのビジョンを受けながら寒河江においても市立病院のアクションプランというものをつくりました。そのアクションプラン、24年3月つくったわけでありますけれども、そのアクションプランの中でも、要するに地区の医師会と連携して休日夜間の初期救急体制の充実というような中で、休日夜間の診療の定点化ということで検討するというようになっております。

それで、市立病院のアクションプランを推進する上で、そのアクションプランの推進する皆様方で山形市の医師会の運営状況、山形市医師会でやっておられますから、その辺の運営状況についてこの休日夜間診療、その辺の視察をされたということを聞いておりますけれども、その辺寒河江西村山からどのくらいの利用者があるか、利用状況はどうか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、平成24年12月に、在宅医療推進協議会準備委員会のメンバーの皆さんが山形市の休日夜間診療所を視察されておられます。過日事業の実績をいただきましたので、御披露申しあげたいというふうに思いますが、この山形市の診療所24年度の実績になりますけれども、年間における利用者は全体で1万8,945名となっております。そのうち、寒河江市から744名、西村山郡の他の4町から合わせて326名ということで、合計西郡からは1,070名の方が診療所に行

っております。これは全体の5.65%に当たるということでありまして。男女別、年齢別、これは推計値になるんでありますが、寒河江市からは男性が385名、女性が359名、西郡の4町では男性が169名、女性が157名と、こういうふうになります。男女の合計でいくと、男性が554名、女性が516名と、こういうことで、もちろん大体半分ではありますが、男性は51.8%、女性が48.2%と、こういうことになろうかと思っております。

年齢別では、寒河江市からはゼロ歳から14歳未満が479名、15歳以上が265名、圧倒的に小さいお子さんが多いですね。西村山郡の4町ではゼロ歳から14歳未満が210名、15歳以上が116名ということでありまして。合計で言いますと、ゼロ歳から14歳未満が689名、15歳以上が381名となっております。年齢別の比率でいくと、ゼロ歳から14歳未満が64.4%、15歳以上が35.6%という状況になっているというふうに聞いております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 数字的ということで、山形市の医師会が運営する休日夜間診療所ということの数字が市長から今ありましたけれども、全体的に7割ぐらいが子供さんというような数字がありました。そして、これは私たちもいろんな機会のときに市民からも言われるんですけども、やっぱり子供が熱を出したりした場合に、どこに連れていったらいいのかなという要望が非常に多いと聞いております。ですから、その辺のところ定点化、要するに休日夜間診療所の定点化というのは、市民の方も待ち望んでいるのではないかなと思っております。それで、当然これは定点化に向けて検討するというので、アクションプランの中では言ってきて検討してきていると思っておりますけれども、24年からもう2年が経過をたっているんですけども、この休日夜間診療所の定点化についてどういうふうに検討されているのか、その具体的な進行状況などについてお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 現在の寒河江市におきます休日夜間の救急医療体制というのは御案内のとおり日曜、それから祝日、年末年始の休みなどの医療機関の休診時における市民の初期救急医療に対応するために、従来から休日当番医制度というものを採用して、これは西村山郡の医師会にお願いをして実施をしているというところであります。

また、市立病院においては院内当直の医師が休日夜間を問わず毎日救急医療に対応しているということではありますが、当直医は1名体制でありますから、十分な対応ができない場合もあるというふうになっておりますし、患者の症状が専門外の場合でありますとか、別に救急患者に対応している場合などについては他の病院への搬送をお願いするという事態もあるわけでありまして。

また、脳や心臓の疾患が疑われるなどの場合は一刻を争うということで、救急救命センターなどへの搬送を急ぐというようなこともお願いをしているというふうなところでございます。定点化の御質問でありますけれども、御案内のとおり定点化には地区の医師会、さらには市立病院などの連携がなければなかなか実現はできないというふうに我々は感じて、思っているところであります。

また、休日の診療と夜間の診療を別個の課題として解決の道を探るなどということもあるのではないかと考えております。休日診療の定点化についてはさまざまな形態が考えられるわけでありましてけれども、市立病院の内部でも課題の整理などをしていくというふうにも考えているところでございます。また、夜間の診療、平日夜間については河北病院で、夜の7時から10時まで地区医師会から1名の会員の協力を得て実施をしているわけでありましてけれども、この河北病院の

対応と同じようにすべきかどうか、あるいは役割分担をしていくべきなのかどうかなどということについてもやっぱりそこは検討していく必要があるというふうに考えているところであります。

いずれにしても、地区医師会の皆さんとの協議を進めていって、御協力をいただくというのが前提であろうかというふうに思いますので、引き続き準備に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 これ休日夜間の診療、医療については、先ほど市長からあったように医師会が主体ということで、今検討されているようでありますけれども、私なかなか2年たっても進んでいかないのではないかなと思っております。そして、これは医師会のほうも若干事情があるのかなという思いがありまして、先ほど市長からあったように、やっぱりこれは寒河江市立病院でも検討していくと、これ当然市立病院の医者がたくさんいるわけでありまして、その辺の、医者に負担はかかりますけれども、やっぱり市民の方々の休日夜間医療というものを支えるであるならば、寒河江市立病院のほうでもこの辺の検討をして、やっぱり設置定点化に向けて検討していくと。

先ほど市長からも休日夜間を切り離すという話がありましたけれども、その辺は今後の課題かと思いますが、やっぱり市立病院のほうでもそれぞれ検討事項の中に入れていただいて、市民が待ち望んでいる休日夜間診療でありますから、早期に検討して結論を出していただくように強く要望していきたいと思っております。

それで、次、最後になりますけれども、市立病院の経営計画についてということでお伺いをしたいと思います。

これまで平成19年の寒河江市立病院の経営改革プランの策定ということも話してきました。それから、総務省のガイドラインを受けて、それぞれ病院のほうでは平成21年から23年までの改革プランというものをやってきたというお話ししました。

それから、22年の県の医療体制ビジョンというものを西村山医療体制将来ビジョンというものを受けながら、市のほうでも24年3月にアクションプランを計画したという話もしてまいりました。それで、なかなかこの状況では寒河江市立病院としては経営健全化に向けて経営が思うようないい方向性に至っていないという現状が見えております。それで、先ほども市長からあったように、この医療が年々厳しくなっているということと、深刻な経営状態だということもありますので、その辺を含めると、やっぱり寒河江病院としてこれから新たに計画といいますか、経営健全化に向けて何らかの方策といいますか、対策といいますか、その計画といいますか、そういうものをつくっていくべき時期ではないのか。

当然アクションプランが27年まで進んでいますけれども、アクションプランというのは、先ほども話しましたけれども、西村山医療体制ということで、若干広がった計画だということと、地域医療といいますか、そういうものが主体になっておりまして、この寒河江病院の経営をどうするかというところまでにはなかなか踏み込んでないというのがアクションプランではないかなと思っております。

そういう意味では、寒河江市立病院として経営の改革をするためには新たなプランというものを立てて経営改革に取り組んでいくべき時期ではないのかと、このように思いますけれども、その経営改善計画といいますか、その策定について市長の考えをお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 那須議員御指摘のとおりであります。本当に市立病院の経営健全化というのは寒河江市政にとりましても最重要課題の1つというふうに思っております。もちろんそれは市民の皆さんに利用いただく、安心してかかれる病院として再生をしていくということにほかならないわけでありまして、非常に大きい課題であるというふうに思います。

御指摘にありましたように、これまでも何回かにわたって計画をつくり、プランをつくり取り組んできたということではありますが、結果的にはその目標が達成されていないというのも現実であります。本当に実行可能で、あるいは逆に言えば少し大胆なというんですかね、見直しを含めた新たな再生可能な経営改善計画というものを取り組んでいく必要があるというふうに思っているところでございます。

また、一方、国におきましてもいろんな形で計画、ビジョンというものを今つくろうとしているところであります。26年度に地域医療ビジョンというもののガイドラインを国のほうで示してくるということでもあります。この地域医療ビジョンというのは地域の医療需要の将来計画や医療機関から報告された情報などを活用して、二次医療圏ごとに各医療機関の必要量などを含む地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿を示すということでもあります。これを各県が医療計画の一部として策定をしていくということになっております。山形県でも平成27年度から策定をするということでもあります。市としてはそこまで待っていけるのかどうかわかりませんが、そういう策定の国の示す内容なども見ながら、寒河江市は寒河江市としての経営改善計画というものをつくって実行に移していかなければならないというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 市長のほうからは国の動きと県の動きということで話がありました。国のほうは26年から病院の計画といいますか、ビジョンが示されると。県のほうからは地域計画ということで27年あたりからそれぞれ取り組まれるという話がありました。先ほど市長からもありましたけれども、今26年ですから、当然27年から寒河江市としてもそのような計画というものをつくっていくというならば、そろそろ動き始めなければならないと思うんですね。当然市民アンケートとか、それから当然これまでのプランやってまいりました。そのプランの検証とか、それをしながら最終的にやっぱり先ほど市長からあったように、何回も計画があったって、要するに収益が上がらないわけでありまして、上がるような形で今回はつくるんだという強い決意のもとでやっぱりつくるといふのであるならば、今のうちから具体的な行動をとるべきではないかなと思っておりますので、具体的なその辺の取り組みについて市長のほうからあればお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 なかなか計画どおり実績が上がらないということになろうかというふうに思います。全部が全部ということではありませんけれども、ただ、やっぱり問題はどこにあるのかというのははっきりしている。はっきりしているけれども、解決ができないという状況があるわけでありまして、そこはやっぱりある程度意を決して取り組んでいくという姿勢がやっぱり必要な時期に迫っているのではないかとこのように思いますので、そういった点も私ばかりではなくて、職員、あるいは病院一丸となってそういう経営改善に向けた取り組みと市民に愛される病院としての取り組み対策というものを講じてまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 大変病院経営は難しいんですけども、P D C Aという言葉があるんですね。これはプランを立てながら、実行して、評価をして、改善するという、このP D C Aをうまく回すことによって企業は企業収益につなげています。ですから、このプラン、計画はつくるんだけど、実行はするんだけど、評価、改善がなかなかやれないという、その辺のところでの非常に大きなネックが私は病院にもあるのではないかなと、このように思っております。ですから、これのP D C Aを回していただいて、要するに新しいプランができるわけでありますので、そのところでP D C Aを回していただいて、その寒河江市立病院が市民に愛されて、またこの地域医療に貢献できるような病院になるように御期待をしまして、質問を終わります。

散 会 午後2時55分

○鴨田俊廣議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。